

BULLETIN
DE LA

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

(FONDEE EN MARS 1888.)

No 78. NOVEMBRE 1894.

(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

明治廿一年五月刊

本月一頁發行

大
東
監
獄
協
會
雜
誌

明
治
廿
一
年
五
月

第
拾
壹
月
刊
行

第七拾八號

大日本監獄協會雜誌第七十八號目次

◎狂夫の月(水島)	佐野 尚	一												
◎監獄改正は果たして十分なる望を達し得べきか	三 餘 學士	六												
◎看守服法(承前)	別 天 生 達	一〇												
◎大日本監獄協會第五回常會	築 維 達 記	一五												
◎同會事速記		一六												
◎雜 錄		二六												
◎興業協会の効果如何	○チカゴ博覽會の實狀來れり	○因人に對する衣類の差入	○看守の講習	○地方長官の監獄巡視	○無期刑の行狀調査	○運賃の弊	○電氣燈	○監獄建築の標準變更	○召服に關したる支日の撤換法	○因人動作時間	○四人食料に就きて	○高岡監獄委員の派遣	○在監人の借書	○感化院制度
◎批 評		一 讀 生	三三											
◎日本刑法論			三五											
◎質疑應答			四〇											
◎答工錢不給與質疑	○七十七號島根監獄外生對に答ふ	○全三件	○質疑	○質問										
◎論 評			四三											
◎盜犯の減少策	加地鈔太郎譯	四〇												
◎矯正 會	大和居士譯	四三												
◎監獄の施行細則を讀みて實務家諸君の注意を促す	○監獄會同庫支辨論者に告ぐ	○減食處罰因被體重調査成績	○新入囚現役復入方に就きて											
◎官 報			五二											
◎三件			五二											
◎三品集治監にての召捕家探扶助	○東北地方興業協會時報		五四											
◎海外通信			六二											
◎三件			六二											
◎七事件			六四											

會 告

○本誌寄書家の玉稿は其無名なると匿名なるとに拘はらず都て之を掲げ申度就ては續々玉稿を寄せられんことを切望す但し紙數限りあるを以て長文の御寄書は自然掲載方後るゝことあるを免かれされは成るべく簡單なるものを寄せられたし

○本會に送附する爲替金は東京集治監官舎石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振り込みの事

○通郵便を以て送金せられ候節は必ず**其持込**

貸御添へ被下度候

○郵券を以て代用せらるゝときは**必二割増**たる事

○會費の送附及び會計に關する往復文書は

東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾宛

○會計に關せざる往復文書は

東京市牛込區神樂町大日本監獄協會事務所宛

右廣告候事

大日本監獄協會

●懸賞文募集

一 教誨をして有効ならしむる方法如何

個人教誨、分類教誨、總囚教誨に就て詳論すべし

一 等 賞 純銀時計 壹 個

二 等 賞 日本刑法論 岡田法學士著

三 等 賞 監獄學 小河典獄著

本會雜誌 二ヶ年分

○懸賞文應募者心得

一 應募者は匿名たりと雖も、住居氏名は、本會に丈は必報するを要す

一 論文は、成るべく楷書にて明記し、繁冗に涉る文辭を避くべし

一 論文締切は、來る廿八年一月十日限とす

一 論文の檢定は、本會役員會の議決に依る

一 懸賞に該たる論文は、來る廿八年一月發行の本誌に掲載すべし

明治廿七年十一月三十日

大日本監獄協會

● 會 告

左に掲けたる問題は、明年開設する万国監獄會議に、本會より提出せんとする所のものなり、果して該會議の採用する所なるべきか、又、採用せらるるにつきては、如何なる決議を見るか、こは本會が今より企望する所なり、故に本會は、泛く會員諸君の意見を叩きて、充分なる講究をなし、以て其の結果を卜せんとす、諸君幸に續々寄稿せられて、大に本會に教ふる所あれ

一 宗教心なき囚人にして、宗教を以て教誨するも、効用なきものには、如何なる方法を以て、教誨するを可とするか

一 食物の全く異なる人種を拘禁するときは、從て食物の種類を別異するの必要を見るか如し、之を別異するときは所遇の平等を害するの嫌なきか

一 乞丐浮浪其他の無職業者を、分房監に拘禁したるときは、個人的の關係を以て、作業を施すべきも、其の授業の方法如何

一 累犯豫防の策として、典獄に或る期間迄は、刑期を延長することを可とするが如し、若、可なりとせば如何なる期間迄、刑期を延長せしむべきか

一 幼年囚には、主として農事を授けると、將、主として之に學課を専修せしむると、其の可否如何

大日本監獄協會雜誌第七拾八號

明治二十七年十一月

論 說

◎ 狂夫の言 (監獄則改正に先だちて希望を陳ぶ) (承前)

佐野 尙

一看守に短銃を携帯せしむべし 日本刀の利なること、万國に赫然たり、善く之を磨けば、その光芒威靈は、
姦賊の心を寒からしめて、兇惡の侮を禦くに足るべし、然れども、相去ること十歩の地、その利却りて短銃に
若かさることあるべし、故に遠きものは、短銃以て之を威し、近きものは、利刀以て之を懼れしむるときは、
始めてよくその効果を奏すべきなり、今や全國諸監獄の間、囚徒の逃走を企つる者、踵を接して生じ、當局者
また之を防遏するに汲々たり、抑、かく逃走囚の出づるは、彼の心以爲へらく、看守の戒護嚴なりと雖も、
佩刀の利畏るべしと雖も、逃るゝことよく數歩なるときは、また以て生命を脱するに足るべしと、是に於てか、
隅に竊み、垣を攀ちて、越獄を企つるに至れり、故に余は、先、土地曠漠にして、尤も戒警に苦しめる北海道
諸監獄の看守には、悉く短銃を携帯せしめ、内地監獄の看守には、十名につき一名の割合を以て、之を携帯せ
しむることとし、且、豫、設くるに線路若しくは區劃を以てし、その外に出づること一步なるものは、直に之
を射撃することせば、彼、必ずや數歩の外、また逃るゝに路なきを覺り、非望を企つるもの頗に減し、甘じ

て役に服するに至らん、是、或は余を目するに、過劇の論を爲すものたるを以てすべしと雖も、是、實に腐懲の道に於て、毫も缺くる所なしと信ず、然れども、此の説にして容れられざらんか、尙、一策あり、他なし、東京集治監が、既に憲兵をして、監外を巡邏せしめて、戒護の助けとなせるか如く、兵士若しくは憲兵をして、各監獄の周圍を巡邏せしめれば、これまた囚徒をして、越獄の念を絶たしむるに於て、前述の短銃に譲らざるへしと信するなり

一囚徒の食料は罪質に由りて區別すべし 犯罪に種類ありと雖も、齊しくこれ天下の罪人にして、法律の上より論せば、固より之か取扱を別異にするの必要なしとの旨意を以て、取扱へるは、現今監獄則の定義なり、是、固より公平の議論にして、間然すべき所なし、然れども、刑は刑なきに期するは、万世不易の原則にして、此の原則以外に、原則あるを見ず、故に理論に於て、公平を缺くも、また此の原則に適合して、改化歸善の趣旨をして、全からしめんには、余は、未、嘗てこれを公平なる議論と謂はずはあらざるなり、何をかしかいふ、乃、食物の量、及、其の種類を、犯罪の性質によりて、區分するか如きこれなりとす、蓋、犯罪者中には、國事犯あり、破産犯罪あり、習慣罪ありて、各、その趣を異にせざるはなし、彼の國事犯の如きは、固より高尚なる教育を受け、高尚なる生活をなしたる者にして、一旦過ちて法網に觸れたるものなれば、固より再犯の虞あるべきものにあらず、その罪質の上よりするも、また大に優待すべきものなり、故にかゝる輩には、すべて相當なる待遇を爲し、衣服の如き、食料の如きも、また彼の生活を害せざるを期せざるべからず、然るに、之に反して、不良幼年の乞丐の如き、及、再犯以上の習慣罪者の如きに至りては、待遇を善良ならしむるときは、彼、社會にありて、幸くも生活せんよりは、寧、監獄を以て家とするの勝れるに若ざるを觀破し、恰も、飯上の蒼蠅、掃へども去り難しの虞あるを免れず、故に、かゝる輩に向かひては、最、粗食を給し、粗服を與へて、

彼が社會にありて、生活するの度よりも、遙に劣等ならしめざるべからず、かくせば、彼、自然に懲るゝ所ありて、また監獄の門戸を窺はざるに至るべし、以上の所説は、固より公平なる理論の上よりは、擯斥せらるべきことはいへ、腐懲の道に於て、二つなからその旨を全くし、刑は刑なきに期するの原則に、適合せるものたるを、失しなはざるものとす

一時間割、作業の種類、及、食物の種類の如きは地方に専任すべし 五畿八道の廣き、八十餘州の多き、塞國あり、暖國あり、山國あり、海國ありて、國その趣を異にし、俗その宜しきを異にす、然るを、一より十、十より百、千篇一律、一概に同軌ならしめんとせば、之を令する者は、琴柱に膠し、船に刻するの誹を得、之を行ふものは、昏迷錯きとて失しなふを免れず、故に令する者、行ふ者は、よく此の間に、大に斟酌する所なかるべからず、殊に監獄の作業、及、食物の如きは、尤、その然るを見るなり、例へば、陶器を産する地の監獄には、隨ひて之を業とせる囚人の、多く、且、之か原料を得るに容易なるの便あるか如き、また人煙稠密なる地の監獄には、隨ひてその地人民の需用の多かるべき作業を課するか如き、一は監獄の經濟を助け、一は囚人か後來よりて以て生活を遂ぐるに必要なる点を目的として、設けざるべからず、而して、之か適切なる觀察を悉ぐるは、固よりその地方の官吏ならざるべからず、故に此の点に向かひては、中央政府は、強ひて干涉するか如きことあるべからず、又、食料の如きに至りても、寧、然るものあり、たとへば、海國の監獄にては、魚類を得ること容易なるか故に、潑刺たる鮮魚の肉、日に囚人の口の上るべしと雖も、山國の監獄にありては、鱸魚の細片すら、尙、輒くは得られざるべし、且、又、物價の高低、土地によりて、大に差異あるか故に、これまた一概に論すべからざるものあるべし、故に、此の点に向かひても、各、地方の適宜に一任して、強ひてその項目を別かたざるを要す、殊に時間割の如きも、熱國の監獄にありては、拂曉清凉体に適するの時を以て、役

業を開始し、日中酷熱の時を以て休するか如き、はた、寒國の如きは、酷寒指を置とする時に休し、日中温暖を催すの時を卜して、執役せしむるの類、また、頗、斟酌を施すべきものあるべしと信す、故にかかる際の如きも、またその地方の適宜に任し、中央府は、唯、その要を制するに止とまらば、その結果大に見るべきものあらん

一 雜居獄には、稱呼番號を用ふる必要を見ず、稱呼番號は、何の爲めに必要なる、また何か故に之を設けたる、他なし、囚人をして、互にその姓名を知らしめざらんか爲めのみ、他なし、その姓名を知らしめざるは、一は以て、その人を辱かしめざらんとの恩惠の意志より出で、一は以て、他日出獄の後、共犯の處なからしめんとの豫防的意志より出でたるものなり、然るに、目今四五千人を拘囚する大監獄にありても、依然として、稱呼番號を用ふれども、その實、囚人の雜居するかため、知らず識らざるの間、各個にその姓名を熟知し、稱呼番號は、全く有名無實に歸し畢はんぬ、か、れば、毫も之を用ふるの效用なきのみならず、また却りて煩はしきものあらん、これは工場に於ても、亦、此の處あり、故に余は今日の有様にては、寧、既決囚には、用ひざるを可なりとす、然れども、刑事被告人に至りては、固よりその名譽を重じ、且、その人を辱しめざるを要する者にして、己、またその姓名を他人に自白せざるべく、官、また之を隠蔽すべきか故に、稱呼番號を用ふるは、極めて必要なることと信す、殊に、稱呼番號を用ふるのみならず、尙、その上にも、覆面を用ひて、その容貌顏色をだも、見しむべからざるを要す、蓋、稱呼番號の事に至りては、實務家中、固く執りて是なりとせし人ありきといへども、此の人すら、今ははやその必要なきを認めきといへば、今は全く之を廢止するも、毫も害なきを確保するに足るべきか、敢て世の識者に質すなり

一 刑事被告人の裁判所押送には、分房馬車を使用すべし、罪あるの人と、強ひて世人の目に觸れしむるは、これ實にその人を辱しむるのみならず、政府もまた不仁の所爲たるを免れず、况、有罪無罪いまた判明せざるの人を強ひて、多く他人の目に觸れしむるは、尙、又、一層その人を辱しめ、その不仁を逞しくするものとの責を追るべからざるに似たり、彼の監獄内にてさへ、稱呼番號を用ひ、覆面せしむるに、况や世人をして、多く觸目せしむるに於ては、猶、更、不可たるを免れざるものとす、目今刑事被告人を、裁判所へ押送するに、何れも深編笠を被らしめ、縲纆の儘、徒歩して徐々々練り行かしむ、苟もその人の有名にして、その事の重大なるときは、世人はその當日を卜して、路傍に人山を築きて、その人の風采、その人の容貌を一瞥せんことを欲せざるはなし、彼の誣告事件の後藤新平氏、錦織剛清の如き、皆、千万人の眼目に觸れ、その齒牙にかかりて、憂き目を見たるにあらざるはなし、その見らるる人の心情、果して如何、その顔面、果して如何、念ふに慚愧と忤慚とを以て、滿たされたるにあらざるはなけん、故に、余はかかる事を廢めて、獄則改正の曉には、是非共分房馬車を用ひて、人目を避けしむるを可と信するなり

一 幼年囚には、務めて農業と學識とを併科すべし、人を教育するの道は、智、徳、徳、体の三者に外ならず、故に完全なる普通教育は、智識を啓發し、徳器を成就し、身体を強壯にして、社會の上流に立つことを得べからしむるにあるなり、然れども、これは普通の少年に向かひて施すべき所にして、幼年囚の教育の如きは、又、多少之と斟酌する所なかるべからず、思ふに、幼年囚に疾む所は、多くは智巧にのみ馳せて、徳育の制裁を脱却したるに外ならず、故に、幼年囚に課するに、益、智巧を發達せしむべき學術技藝を以てするときは、彼をして、益、智巧を弄して、詭詐百端、遂に罪惡を累ぬるに至らしむべきのみ、されば、成るべく智巧に屬する人爲的教育を避け、最、自然的に屬し、無邪氣にして、殆、少年の思想に類する技藝を撰びて、之に授くると同時に、一方には、最、徳器を成就するに足るべき教育を、施さざるべからず、故に細工類の如き、智巧を競ふべき役

樂は、成るべく之を課せざることとし、最、無邪氣にして、自然に屬する農業を科するを可とす、蓋、農事は、終歲田畝の間に勞動して、春日遅々、百鳥の和鳴するを聞きては、人心の和樂すること、かくの如くならざるべからざるを覺り、草木の美花を着け、佳實を結ぶを見ては、人生またかくの如く、名實の協はざるべからざるを知り、春耕の冬藏に至るを見ては、蒔かざるの種子は、實を結ばざるの理を觀破し、耳目の觸るる所、手足の接する所、何れか感慨の種子ならざるはなく、而して、旁、之を感發するに、德育に屬する學科を以てせんか、彼、如何に強硬なる惡人と雖も、化せざるべきものあらんや、況、彼か智巧は、偶然に出でたるものなるをや、是、余の幼年四の教育には、農業と學科とを併科すべしといふ所以なり

(未完)

●監獄則改正は果たして十分なる望を達し得へきか

(世の監獄則改正躍起連に告ぐ)

三 餘 學 士

人動もすれば、放言壯語、書生的の無責任論を唱へて、一時の快を呼ばしむるものあり、余、常に此の輩の時事を談するを嫌しとせず、我か監獄事業にありては、特に然りとす

監獄改良の議、今や、漸、世人の耳朵を傾くるの期に遭遇し、監獄則改正の論も、亦、我社會の噴々する所となり、之か改正に着手中なりとか聞きぬ、而して、又、監獄則の改正は、局に當たるの人、皆、其の發令の一日も早からんことを欲するもの、如く、余の愛讀する監獄協會雜誌も、其の進行如何を論し、或は新則に對する希望を述べ、之か速成を獎勵するや、明らかなり、余、此の談を聞き、此の記事を見る毎に、是、彼の一時の快を呼ばしむるの類たらんことを疑ふ

制度文物の、世と共に推移すべきは、固より論を俟たず、而して、現行監獄則は、目下の現像、即、現時施行しつゝあり、若しくは、施行せんとする所の獄務に照らし、著しき懸隔ありて、世と共に推移せざるものとの判定を付し得へきか、余の見る所に依れば、或二三條項に於て、望錮の念として、敢、欲せざるに、非ざるものありと雖も、こは其の及ぶ所の關係極めて遠大にして、多くは刑法、及、刑事訴訟法に基因し、之か望みを達せんとせば、先、刑法の改正を爲さずば、能はざるものあらん、果たして然らば、監獄則其のもの、全体に於ては、論者の云ふ如く、世と併行せざるものとの斷定を下すこと能はず、論者の云ふ「現行監獄則は、現社會の現像より退歩しあるは、既に一定の公論なり、故に實務と矛盾し、局に當たるもの、羽翼を牽制するや大なり」どの説の如きは、則、皮想一片の言にして、實際を知りたるものと謂ひ難し、其の世と共に推移せすと云ふは、抑、何れの点を指すにか、余固より監獄則改正は、其の何の点にあるかを知らずと雖も、余の推考する所に依れば、或は年來當局者間に、噴々囂々たる、刑事被告人の檢束法と、囚人に對する工錢惠與の点とに外ならざるべし、(其の他階級制の施行、役業賦課の方法、行狀調査の順序等あるべしと雖も、是等は、監獄則の改正を要せずして、施行細則、其の他の諸規定の變更にて、望みを達し得へきものならん、故に、爰に之を述べず)論者の趣旨、果たして此の如くなりとせば、論者の言は、反りて世の進運と併行せざるものなり、請ふ之を舊監獄則に照らせ、舊監獄則にては、論者の望む所の刑事被告人檢束の方法は、之を詳記して、明瞭憾むる所なし、而して、又、管理法の善美を盡くしたるものなり、之に依りて之を觀は、論者の所謂、世と併進せすと云ふは、舊則に復れと云ふに過ぎず、換言すれば、退歩すへしどの趣旨ならんか、否、其の意、決して然らざるべし、蓋、論者は現規定の不便不都合なるよりして、自、一步進みたる腦管を以て、舊則を繕くに暇あらす、衷心之を發したるものあらん、回顧すれば、現行監獄則改正の際に當たりて、刑事被告人檢束の一助た

後、懲戒法、及、書籍の制限を解きたるは、抑、其の基因せし所は、一意理論にのみ馳せ、實際の必要、監獄の秩序等を顧みずして、之を解除したるものなるべし、是、即、監獄則改正の急を期したるの結果ならん、の監獄則を編むもの、深く猛省すべき要件なりとす、法は緩むるに易くして、嚴するに難し、刑事被告人檢束の規定、既に緩なり、今日にして、之を復舊するの業、實に易々たらず、憲法已に制定せられ、人權の日に、益、貴重なる秋に當たりては、法律に依るにあらざれば、之を期すること難かるべし

工錢惠與のこと、固より余の欲する所なり、其の希望も、亦、敢、論者に譲らず、然れども、退きて熟考するときは、是、亦、遽に其の望みを達すること能はざるべし、刑法第二十五條の規定に曰はく、「定役に服する囚人の工錢は、監獄の規則に従ひ、其の幾分を獄舎の費用に供し、其の幾分を囚人に給與す」とあり、其の給與する所の分合に於ては、監獄則を以て、適宜規定することを得へしと雖も、其の一部分は、必、給與せざるを得ず、給與せざるは、其の趣旨全く異なりて、惠與には、囚人に於て、既得權なく、給與には、既得權ありとの解釋は、遺憾ながら、已に確定せるもの、如し、今に當たりて、之を改正すること能はざる場合となりぬ、故に、刑法に此の條目の存する以上は、亦、如何ともする能はざるものと云ふべし

我が社會の、監獄則改正に望みを屬する要點、果たして斯の如しとせば、其の改正は、徒に條目の變更、文字の改削に止まり、之に依りて生ずる利益は、求めんと欲するも得べからず、否、利益の見るべきものなきのみならず、之か爲めに、反りて、不都合を生ずることなきを保せず、以上の如く、理解し來たるときは、改正を主張する論者も、亦、首肯する所あるべし

余は、絶對的に、監獄則の改正を忌避するものにあらず、其の意、上來の趣旨に依りて、自、明瞭ならん、余は完全なる改正は、一日も速ならんことを望むものなり、上文の如き、障害物の前途を蔽ふものなきに於ては、論者と共に、此の舉を賛すべしと雖も、已に其の希望の大部分を阻止する障害物ありて、我が目的を達すること能はざるを慮り、敢、大數諸君の意見に反對す、然して、又、經濟の点より考ふるに、監獄則の改正は、非常なる費用を要す、凡て物の革新は、之を賸ふの價を要するは、言を俟たずと雖も、監獄則の改正は、他の事物に比して、最も甚しとす、故に、之か改正に着手せんとせば、千思萬考して、完璧たらんことを期すべし、法則改正の頻繁なるは、制度の原理、經濟の要訣に悖るものなり、况、改正に伴ふ所の實價は、之を賸ふことを得るか、否か、是、大に疑ひなきにあらざるをや

然り而して、余の見る所に依れば、監獄則の改正は、他動的として、改正を要すへき時季は、將に遠きにあらずるべし、聞くならん、刑法の改正は、着々歩を進めて、大に面目を改めたりと、又、聞く、條約の改正は、英國已に成りしを以て、其の他の邦國も、次きて締結の運に至れりと、果して然らば、期せずして、行刑の法に一大革新を來たすは、嘘々として、火を見るよりも明らかなり、故に、余は改正を望める諸君に切望す、區々小量、特に全希望を達する能はざるの改正に、致々するの力を以て、他日革新の大改正に轉し、今よりして研究琢磨、功を永遠に期するの覺悟あらんことを、終はりに望み、尙、一言を要するものあり、余、曾て、多くの監獄を巡回せられたる先輩者に聞くに、現行監獄則すら、未、全然に實行せられざる處ありと云、否、實行し得へき個條すら成し得ざる處ありと云、豈、怪訝に堪へざらんや、抑、規則の改正は、之を行ひて、而る後に、其の適と不適とを知るものなり、何、一部分の施行を以て、全豹の便否を喋々するを得んや、以上の理由あるを以て、監獄則の改正は、尙、早計に失するの議りあるを招かんとす、彼の徒に無責任書生的の空論を唱ふるもの、如きは、將來の大計を誤るものにして、大に戒心すへきものならん、聊、卑見を述べて、當路諸君の垂教を煩はすのみ

● 嗟嘆

近時予輩、數、戒護の任に當たる者の、却りて法庭に拘引せらるゝを見る、豈、嗟嘆の極みならずや、抑、又、時勢の非なるある乎、予輩の斯道に對する十全ならざるに在るか、天か命か、予輩は決して天命を怨みざるなり、亦時世を啗たざるなり、予輩の、未、忠勤誠實の心定さらざる所あるのみ、鞠躬以て斯道の爲り盡くさば、希はくは、當代に於て、這般の非運を開かざるべし、將來に於て、大に憤勵し、過去の罪を償はん、戒護者諸氏、また、聊、予輩の意を諒し、須く戒飾を加へ、世人の不信を招致するが如きことなからしめざる可からず

講

義

● 看守服務法

別天生述

甲 雜居制

雜居制の監獄に在りては、晝間は他四人と共に、工場に混同就役せしめ、夜間も、亦、他四人と共に、同居せしむるを以て、四人間の私交を結ぶこと、甚、容易なるが故に、看守は、此の點に於て、嚴重に監督せざる可からず、素、雜居制の弊害とする所、同囚の交通に在るを以て、彼等をして、相交談通息するの機會を得しめざる可也、亦、雜居制に於ける管理法の要件とす、然れども、絶体的に、彼等をして相交談せしむるを禁ずるは、殆、

爲し得べからざる難事なるを以て、若、必要上工場に在りて、交談せしむるときは、成るべく大聲を以て爲さしめざる可からず、然らざれば、豫、看守に申出で、その許可を得しむるを要す、この許可を得たるときと雖も、決して、必用以外の言語を交へ、若しくは、長談に涉ることを禁すべし、工場に在りて、看守は、囚人を

して、休憩時間と雖も、その許可なくして、濫に指定の場所を離るゝことを、嚴正に禁遏すべし、工場に於ける囚人の座席は、互に相接近せしむ可からず、其の間、相當の空間を存し置くを要す、就役罷役運動の際と雖も、相當の距離を隔てしめ、一定の歩式を保たしめざる可からず

監房並に工場は、常に整然たる秩序を保たしめ、毫も亂雜の跡なきは、間接なる遇囚法として、最、注意を要する事項とす

若、監房を巡視する所の看守に在りては、儘くその房戸の閉鎖しあるか否かに注意すべし、囚人の在房するにも拘はらず、房戸の開放しあるは、事態の、最、重大なるものなりと雖も、空房のときも、房内の物品保管の爲め、必、閉鎖し置かざる可からず、但、監房検査その他、空氣流通のために開放し置くは、此の限に在らず

看守、若、囚人の逃走、若しくは、破竊を企謀する者、或は其の念慮ある者を認めたるときは、直に其の囚名を看守長に報告し、一面當該囚の檢束を嚴にすべし、但、密告者あるときは、その密告者の姓名を隠蔽し、他囚をして、之を知らしむるの注意あるを要す、是等の場合あるに當たりては、看守は、唯、其の報告を爲すに止どまり、決して、該事件に關しては、一言も發す可からず

囚人にして、看守の命令に對し、從順ならざる者あるときは、毫も之を寛恕するが如きことある可からず、命令は、極めて靜肅明白なる音調を以てし、決して、急劇にして、高聲に失するが如きことある可からず、若、

四人直に、其の命令に應せざる時は、再度温言を以て、之を令し、其の注意を促すべし、然るに、四人に於て、尙も之に應せざる時は、左の手續に依るを要す、即、分房にて不従順のことあるときは、黙して閉房し、直に之を看守長に申告すべし、看守長は、その申告を受けたるときは、直に相當の指揮を爲すべきを以て、看守は右の指揮ある間は、當該監房に至る可からず、但、必要の場合には、此の限に在らず、若、運動、教誨室、工場、又は雜居房等にて、命令を奉せざるものあるときは、直に之を他囚と分離し、看守長に引渡すべし、此の引渡は、他囚の監督を同僚に委任し、自、之を爲す乎、又は他の看守を呼び、之を依頼するを要す、此の場合にも、看守は、又、四人と一言をも交ふべからず、四人、若、發言することあるときは、之を禁し、若、尙、抗言するときは、看守は黙して之を制せざるべし、四人は是が爲り、一層嚴重の懲罰を受くべきものとす、獨、當に命令に對し、不従順なるのみならず、明に腕力を以て抵抗を受け、若しくは、身体に對し、危害を被るが如き場合には、其の携帯する所の武器を、使用することを得、但、之を使用する場合には、最、周密の注意あるを要す、然れども、必要の餘義なき場合に在りては、猶豫なく之を使用し、その効驗の顯著なることを、領得せしむべし

四人疾病なりと思料する場合には、若、分房拘禁なるときは、看守長に申告し、雜居拘禁なるときは、四人疾病の爲り作業に堪へざるの情況あるときは、直に看守長の許に引致すべし、其の他の場合には、受持申告簿に記入して、之を醫師の許に引致すべし、醫師は毎日午前監獄に出頭しあるものとす、若、看守に於て、四人の疾病を虚構し、若しくは隠蔽すと思料するときは、報告の際、口頭を以て、看守長に報告すべきものとす、以上述べたるもの、外、看守の体様を、毀損することなき服装を爲し、佩劍をして、突然たらしり、穿靴をして、光澤わらしむるか如きは、看守の威嚴を保つに、最、必要なるものにして、また遇囚法に於ける要義とす

要するに、雜居制に於ける看守の、四人に對する交際的關係は、常に職務的なるを要す、その命令は、嚴明的確にその言語は、明白簡潔に、決して彼等を威嚇侮慢するが如きことなきは勿論なりと雖も、また四人に對し、私交を結び、職務上依怙偏頗の行爲あるときは、囚情を害する甚しきを以て、最、注意を施さる可からず

看守は、心頭常に職務的の交際を保ち、決して私交に狎るゝが如きことある可からず、假令、表面的行爲に於て、私に四人を使役するが如きことなしと雖も、蓋に之に信を措き、爲りに職務を輕忽等閑ならしむるが如きは、最、猛省を加へざる可からざる事項とす、殊に從來の經驗に據りて見るに、使夫、理髮夫、炊夫の如きは、總、四人間、適好の媒介者、新事物の傳播者なるが故に、看守は慧眼を以て、注意せざる可からず

乙 分房制

分房制にて、晝夜囚人を嚴隔する所以のものは、兩囚相交際するが爲りに、曾に感化改良を妨ぐるのみならず、又、大に罪惡を傳播助長するに至るの弊なからしめんが爲りなり、故に、看守たる者は、能く此の旨趣のある所を服膺し、特にこの旨趣を貫徹せしむるの注意なかる可からず

或陰險狡猾の四人に至りては、分房を以て、同囚相嚴隔せらるゝにも拘はらず、動もすれば、詐謀詭計を以て、陰微の間に、通息を試み、時あつては、之を成就することあるを以て、看守者は、恒に慧眼を以て、之を看破し、或は未成に防遏し、或は既遂に告發するの注意なかる可からず、若、看守にして、此の職務を全うすること能はずとせば、また、到底分房制の看守たること能はざるものなり

看守は、正當の方法を以て、恒に四人と交際的關係を保持するを要す、此の關係は、大に同囚相通息せんとするの冀望を防制するの効あるものなり、所謂正實の交際的關係とは何ぞや、若、能ふべくんば、之を二に分

かつことを得ん

即、その第一は、純正なる職務上の關係はれなり、看守は一般の規定に従ひ、四人に對し、其の遵守すべき事項を指示し、必要の物品を授受し、監房被服等の清潔秩序を督勵し、作業に勉勵し、教誨聽聞に誠心なるを勸奨するの類を謂ふ、而して、是等職務的の交際は、凡、簡明、且、嚴肅ならざる可からず

第二は、純正なる社會的交際の關係はなり、怯懦温順なる囚人は、分房制に在りては、惡意非望を思慮せずして、唯一に既往を悔い、其の良心の責を受くるに外ならず、故に、父母妻子を思ふの情極めて切なり、况、囚人その近親の窮苦救ふ可からざる悲境に沈淪するか、若しくは、その父母愛兒の侍養するものなくして、死没せし訃音を得る等の如きあれば、痛悼の情、自、禁する能はず、煩悶懊惱、神を疑ひ、世を恨むの外なしと謂ふが如き場合に於て、保護者、商議者となりて、之を鼓舞獎勵するの類を謂ふ、而して此の場合には、全く職務上の語氣を離れ、凡、愛憫慰撫的なるを要す

四人、若、上來記載する等の場合に於て、煩悶懊惱の狀あるときは、看守は典獄巡回の際、其の旨を申告すべし、但、其の情、最、甚しきときは、直に、其の狀況を看守長に申告するを要す

然れども、この社會的交際の範圍を脱して、直に依怙偏頗に陥る私交とならしむる勿かれ、既に利交を保持するのことは、服務に於ける一大過失なりと雖も、社會的交際を保つことは、分房制に在りて、また一大要訣となす、此の兩者の關係は、僅に一溝洫を隔つるのみなれば、看守は能く此の点に注意し、社會的交際の興趣のある所を領得せざる可からず

凡、正實なる交際の關係を保持することは、看守の、最、至難なる職務にして、十分の識見注意、及、熱練あるにあらざれば、能くこの難事を全うすべきにあらざるべし

誠に分房制は、絶對的に、四人相互間の交通を遮斷するにあるべしと雖も、苟、人類は、社會的交際の動物なるが故に、凡べての人類よりして、交際を遮斷するの謂に非ざるなり、即、分房制の要義とする所は、同囚間の惡交際を防ぐに在るを以て、之に反して、看守者其の他の吏員の善良なる交際は、益、之を發揚せしめざる可からず、善良なる交際とは、所謂、前上陳述し來れたる所の、社會的交際を謂ふ、尙、社會的交際に、最、注意すべき事項あり、即、如何なる場合に論なく、看守は、囚人に對し、監内の事情、他囚に關する事項、自己若しくは、官吏の私事に涉る事項、其の他必要な新奇の事項を談話することを嚴禁すべし、是等の事項は、社會的交際を保つに、必要なるに非ずして、寧、私交に涉るものと謂ふべきなり

○大日本監獄協會第五回常集會

本會は、曩期の如く、去る十一月十八日午後一時より、東京上野公園内觀松亭にて開かれたり、時恰も地方にては、縣會開設に際したるを以て、出席者割合に少數なりと雖も、臨席諸君の獄事に熱心なる討論は、曾、見ざりし盛會なりき、出席の人名は左の如し(姓名不順)

- | | | | |
|---------|--------|--------|--------|
| 小宮山伊三郎君 | 福澤勇太郎君 | 十河政之君 | 水山烈君 |
| 秋山平八郎君 | 声立安之君 | 飯嶋美敬君 | 印南於兔吉君 |
| 坪井直彦君 | 野間口正義君 | 中川新一郎君 | 木名瀬禮助君 |
| 福田友雄君 | 石澤謹吾君 | 吉崎龍藏君 | 柳木原政澄君 |
| 真木喬君 | 鈴木與藏君 | 佐野尙君 | 上原多喜郎君 |

監獄協會第五回常集會議事速記

速記

午後二時開會

○出席員多數の推挙に依りて、石澤謙吾氏座席に就く

○佐野向君 一寸申しますが、茲にて御通知申して置きました通り、

今日は法科大學の岡田君が、演説をされる筈でありましたが、同君は、二日前から病氣に冒されて、醫師より外出を禁ぜられて居るから、残念ながら、缺席をする、どうも諸君に宜しく申上げて呉れろさいふことになりました。夫れから、又、小野田局長へも、先程一寸伺ひましたら、是非出たい積りであつたが、會務へ往かねばならぬ故、巴むを得ぬといふことでござります。近縁にて、務本と静岡と千葉とは、無會で参りかねさいふ斷りが参りました。其の他は何と申して参りませぬが、失強はも無會で差支の爲めに出来ないであらうと思ひます。夫れで、今日は、何時もより淋しいやうでござります。一体此の會は、研究会で、極く自由の會でござりますから、膝を崩しになつて、充分に話を願ひたいと思ひます。此の會も此の度で、第五回になります。何時も諸君の御發言が少ないやうですが、どうか、御遠慮なしに、願ひたいと思ひます。夫れから、問題が爰に入つばかり出て居りますから、之を一應置上げます。一番は藤立君の件になりなりました「獄舎を築造するに當つて、衛生上在監人一人に對する建築地は、幾干を以て適當と爲すべきか」其の次は、藤野君の出席で「實刑は囚人たる身分に附せしむるを得るか」次に私の提出致しましたのは、「囚人の刑罰處分として、條件付會費を爲すの可否」第二に在監人に對し、書信送見の制限を設くるの可

否「第三、丁年以上の囚人にも、學業を授くるの可否」第四、「携帶乳見にして、其の毎の乳汁のみにて、成育の量に足らざるものあるときは、監獄費を以て、牛乳等を給與するの可否」第五、「監獄近傍に天災あるときは、一般人民の危急を救はんがために、囚人を出發せしむるの可否」第六、「監獄内の防火夫は、囚人中に、之を定め、常に監視するを可とする歟」是丈の問題がござります。どれからでも、諸君の御望みに依つて、議して置きたげと思ひます

○石澤會長 夫れでは、始めに保護になつた「獄舎を築造するに當つて、衛生上在監人一人に對する建築地は、幾干を以て適當と爲すべきか」是から先に、議することに致します。之に付いて、どうか御論、ござりますなら、お述べを願ひます

○石澤會長 夫れでは、始めに保護になつた「獄舎を築造するに當つて、衛生上在監人一人に對する建築地は、幾干を以て適當と爲すべきか」是から先に、議することに致します。之に付いて、どうか御論、ござりますなら、お述べを願ひます

獄舎を築造するに當たりて衛生上在監人一人に對する建築地は幾干を以て適當と爲すべきか

出題者 蘆立安之君

○石澤會長 出席者に先聞き申しますが、是は建築地の、先、監獄の據へ、何程さいふ御精神でありますか

○蘆立安之君 總、敷地全体のことでござります

○石澤會長 夫れでは、何うか、其の積りで、御論がござりますなら、お述べを願ひます、監房の外、廊下其の他運動場等を屬して

の問題でござりますか

○蘆立君 其の積りでござります

○石澤會長 例へば、千人囚徒が居れば、一万坪を要するとか、又は二万坪を要するとかいふ積りでござります

○蘆立君 どうでござります、私の出席した精神は、此の先獄舎を建築する標準といふものが、大抵なければ、或は非常に廣大に失したり、又は、狭隘に失した所もありますから、概ね一人に付いて、幾ら位要するであらうかといふ疑問なので、

○藤澤君 夫れは、分房制に付いてござりますか、又は雜居制に付いてござりますか

○蘆立君 其の區域は、廣いので、少し凝縮して居るやうでありまして、先づ、今日日本では、重に雜居制の監獄を建築するのですが、一方の監獄では、一万坪に付いて千人置き、又、一方では、五万坪で千人置くといふやうに、非常に懸隔がありますから、概、幾ら位が適當であらうかといふ精神なのです、是までは、随分監獄會費もありませんが、此の問題は、餘り聞かないやうに思つて居ります、或は歐羅巴あたりでは、テナント標準で居るかも知れません

○本名瀬君 どうも、此の問題は、随分重大な問題、又、最、重要な問題、私は考へられます、併、此の問題は、まだ其の範圍がある、一人一部を指したもにあらずして、分房制に依るものもあれば、雜居制に依るものもある、殊に現今我邦の監獄は、非常に其の構造が區々になつて居る、現況で見ますれば、随分是から一定して、其の中を得るに對しては、餘程の研究を要すべきものと思はれます、付いては此の問題に對しての決議は、次回までに預りを願ひまして、次回までには、今日

此處に列して居る會員の中を以て、凡、三名程の委員を撰びまして、充

分調て其の結果を、次の問題にせられむことを、私は希望します、唯、其の要領といふふことでありますれば、即席に研究も出来ませんが、廊下その運動場とか、總、一人に對するさいふものは、随分尊重に取調ればならぬといふ思はれます

○佐野君 私も、本名瀬君の御説が、適當と感ひます、随分是は、大問題でありますから、委員を設けられて、充分御調査を願ひたいと思ひます

○石澤會長 如何でござりますか、御意見がござりませぬれば、只今の委員を設けて、次回までに調査するといふお説がございましたが、夫れも随分宜しうござりませぬが、一向まだ御論も何はないのでござります、夫

れで、固より理事でも何でもござりませぬが、私は座長といふ命を蒙りましたが、一寸私の意見を是で御話を致して置かうと思ひます、私も此の事に付いては、前に大分感じたことがある、夫れはどうかいふことか

申すぞ、昨年四國の監獄を、巡回の許可を得て、巡回しました所が、四國邊は、御承知の通り、地獄に對しても、大層人口の多い所、日本全國中で、沖繩とか、淡路とか、いふものを除きますと、四國が一番人口の多い所でござりますから、夫に準じて、失強、人民の住まつて居る所も、自、地獄が狭い、眞中に、山を持つて居りまして、周回は海岸で、海岸にはかり人が住まつて居るさいふ形でござりますから、自然と人の住まつて居る地獄が何知にも狭い、夫に準じて、四國の監獄に至つて狭い、香川縣あたりは、最、甚しいやうに思ひます、香川縣の監獄も、漸く三

四千坪ばかりしかない所に、千人も這入つて居るさいふやうなこともあります、又、丸龜あたりの支署になりますと、漸く監獄の敷地が、七百坪でござります、其の七百坪といふのに、囚徒は三百五十名も這入つて居る、七百坪に、三百五十名這入つて居りますといふと、此

の地積は、二人に對して、二坪しかないもので、總じての地積が、二人に對して二坪といふのは、餘りひどい話で、夫等は、一向今日では、標準とする所がありませんから、さういふふみになつて居るのであらうと思ひます、何しても、中央政府から、囚徒一人に對しては、何坪位を要すといふことが、極りにない方であつた方が、私に前からして始終其の考を持つて居ります、既に西國を巡回した、其の復命書にも、囚徒一人に對して、監獄の地積は、少なくとも、十五坪以上、先、充分にすれば、二十坪以上なければいけません、さういふ積りで書いて置きました、二十坪といふと、百人に對して、漸く二十坪になります、千人に付いて、二万坪といふふみになりますから、さう廣くはありません、千人迄入る監獄であつて見ると、攝へ内が、どうしても、二万坪位なければ、……夫れより以上でなければ、なるまいと思ふ、夫れと申すも、今のやうに空氣の勝手手流過する所なら、宜しうござりますが、追々進んで往くと、必、高い煉瓦壁でも築造するやうになるに、極まつて居りますから、煉瓦壁にでもなる、大氣が空闊しますから、其の地積が廣くないと、衛生上に大層關係すること、思ひます、又、是れは、其の高さ五メートル位は要するものでござりますから、五メートルの高さの壁が出来れば其の中が低くは、大氣の流通を障礙するふと、思ひますから、是は何ぞか、極つた方が宜しうござります、何か充分に此の次に延ばしになることも、御研究になつて、何とぞか、大抵の目的を定められるやうに願ひたい、どうか皆御意見がござりますなら、充分に述べになるやうに……

○柿木原君 一寸會長に伺ひますが、現今の制度である、工場まで廻入るといふと、所に依つて、必、工務が違ふだらうと思ふ、品物に付

○坪赤君 只今委員説が出て居りますが、假令、委員に附した所が、悉く其工場に依つて、何坪々といふことは、出来まいと思ひます、夫れで、只今、會頭の言はる、やうに、二十坪以上といふことにするといふと、夫れに依つて工場に依つて廣くし、狭くすることは差支ないと思ひます、本問題に其大体を定められることであらうから、凡そ幾らといふことは、通常の建築、通常の建築方に依つて、極めになつて置いても差支ないと思ふ、委員に附した所が工業の種類に依り、又、監房の建築に依り、其他土地の情況に依つて極めるのも、随分困難なこと、思ひます、大体の所さへ極つて居つたらば、大きい工業の必要の所は、二十坪以上、小さい所も二十坪以上といふ一定の標準さへ極つたらば、宜しいと思ひます、夫れで極めれば、さうむづかしいこともないと思つて居ります

○本名潤君 私、委員職を希望するのは、工務の如きは至難なものであるし、又、工務を除いても、是は容易に決せられぬこと、思ひます、單に一人に付いて幾坪といふ、其の地積を標準に取ることは、思はず實際に甚だ困難なふと思はれます、何故かといふ、凡、監獄の構造といふものは、今、會頭の仰しやる通り、先、少なくとも、五メートルの壁の高さを要するとか、又、其の構造は、或は煉瓦石とすれば、どの位の地積で足りる、又、水道の所は、どの位で足りる、又、在監人の多寡にも依る、監房の大きい所は、割合に面積はさうは要しません、けれども、僅かな在監人を置く所の監獄は、早に一人に付いて、何種といふふさを標準として、到底、其の監房内の敷地といふものも、利することはいふふ出来まいと思ふ、であるから、凡、五十人を入るる監房一棟として、是に要する地積といふものは、どれ位、又、百人以上どの位、二百人以上どの位、其の監房の大小に依つて、標準を立て、いかなければ、

いて、或は煉瓦を拵へるとか、其の他織物を織るとか、現今の如く、區々になつて居れば、夫が一定といふに参りませうか、
○石澤會長 一定といふことは、御承知の通り、私の方の如く、煉瓦製造でも致しますれば、自、非常に廣い所を要するのでござります、又、ホンの座作の業であつて、座つて居て事をするやうな業でありませうれば、さう廣い所も要りませうまいけれども、併、今話をするやうに、囚徒一人に對して、漸く五坪や六坪の所では、到底一緒に、人を多く飼つて置きますのでござりますれば、自、吐出す所の糞尿も多うござりますから、夫を大氣の酸素と融合するやうにします所は、餘程構内が廣くないと、どうしては、一人に付いて、凡、何坪位の見込で設置しなるといふことになりまして、上の方の關係さへござりませぬならば、さ程差支へることはありませぬと思ひます

○中川君 本問題は、最、必要な問題であらうと思ひます、勿論、諸君も必要と認めになりましたが、併、此の問題は、容易ならぬ問題でござりまして、一獨一席では決議になるまいと存じます、夫はと申しますと、只今段々疑もござりましたが、即、工業の種類に於ても、廣狭があらうかと考へます、例へば、地所を、順、要します工業もござりませう、又、座作の業になりますと、左までは要しません所がござります、また之を行ひます、監房の方を、或は一坪に付いて、一人と二人といふことを定めになつて、尙、工業の種類に依りまして、何坪といふことに定めになつて、其他に充分なる所の餘地を與へられませぬければ、或は衛生上杯に充分でないかと考へます、只今、委員説といふことが出ましたが、委員を設けられたならば、詳細に御調査になつて御報告を願ひたいのでござります

實際に當たつて、甚、不慣れなものが出来るだらうと思はれます、其の造の所の區別を誰か立て、將來監獄の構造に付いて、標準とすべきやうなものを定むべきものとすれば、到底、一朝一夕の間で、完全に我々の満足するものは、出来まいと思ふ、殊に今、會頭の申される通り、現に日本國內でも、非常に寒氣の強い所がある、又、沖繩縣の如き、頗温暖の土地もありませう、此の土地の模様によつても、衛生上適當の地積を定めればならぬ、彼此一般に照らして、今、爰に一の標準を設けんとすることは、甚、至難である、私は思ひます、故に、どうか委員説といふことに願ひまして、夫に付いて、委員が調査する所の權利上には、何坪以上、此の席にて、充分諸君の御高説を述べられんことを希望します
○坪井君 一寸提出者に伺ひます、是は、一人に付いて、何坪といふいふ確定数を極めるのですか、

○廣立君 夫は概ねです、細には、逆も極められまいと思ひます
○坪井君 私の考へでは、委員に附した所が、何坪といふ詳細のことは、分るまいと思ひます
○廣立君 其の標準に付いては、何坪以上、何坪以下といふ積りでござらうと思ひますから、本會で、一人に付いて何程を要するといふ所は、御決議になつて、只今の委員説は、追つてのことに願ひたい、例は二十坪以上、五十坪以下といふやうなことに御決定を願ひます、四分本日、必要な問題が海山あるやうに思ひますから……
○石澤會長 餘り是れが長くなつても、困りますが、併、是は随分其

問題でありまして、此の監獄協會の意見として、定めて置きますといふこと、此處で定めたらといつて、夫を採用になる譯には参りませぬ、併、政府の参考にもなるのでありませうから、只今の委員既も、至極此の問題を、充分に御尊重になつての御説ですから、至極御尤もと思ひますが、併、是は委員を設けて、チャント定められた所、協會の意見で、夫が一定するといふ譯でない、唯、参考になるのであるし、先、之をも一定するといふことは、必要であつて、一人に付いて、凡、少なくとも、十五坪以上とせば、二十坪以上なければならぬといふ所に、皆極御異存がございませぬければ、其處等を以て、此の協會の意見として、極めて置きたらば、如何でござりませうか、上の方は、どうして、工業の種類に依つて、大層土地を要する工業もござりませう……

「此の時、内務省監獄課長眞木藩君、父君の病氣危篤なりとの報に接して退席せらる」

夫で、大抵一人に付いて、十五坪とせば、二十坪とせば、極く少ない方を極めて置きまして、夫より以下ではいけないといふ、大抵の意見を極めて置いては、どうでござりませうか、政府でも、協會の常集會にて、新しい意見があつたといふことでござりますれば、夫を参考しては、調べになる所も、出来ませうかと思ひます、其處に極めましては、如何でござりませう

○坪井君 至極宜しからうと思ひます

○本名瀧君 どうか充分に調査して、監獄協會の意見として、掲げて置きたいといふ希望である、然るに唯、十五坪以上とせば、二十坪以下とせば、強いて研究する丈の必要もなし、随分之が實際に當つたならば、據道法といふものは、第一、此の面積の如何に依つては、頗、建築費にも關係する、一旦速いて仕舞つたものといふものは、皆眞に遺憾

外國では多くは、古い要室を用ひ居るといふことで、實に歴史な古代の石造で據へてあるといふやうな所に、皆入れてあるさうでござります、所が、此の東京の陸軍監獄は、極めて疎末な格様へになつて居りますので、何れ充分に建築をする筈になつて居りますのでござりますから、私の考では、何處までも、今の委員説の方に願ひますれば、皆さんの御へと着かうと思ひます、殊に、皆さんは、各地の御様子をお察知でござりますから、何處の監獄は、どの位の面積であつて、囚人がどの位あつて、病人がどの位あるといふ所も、お調べになつたら、至つて都合が宜しからうと思ひますから、次回まで延べらるゝに願ひたいのであります

○柿木辰君 監獄のみならず、土地に應じて、人口の多い所も、割に少ない所も、定めし其の割合を見て置かなければならぬと思ひます、單り監獄のみ決めた所が、會頭の概説の如く、四圍のやうに、人が割に多い所があること、夫等も調べて来なければならぬと思ひます

○石澤會長 夫で、委員説を賛成の方、大分多いやうでござりますから、委員説に御賛成の方は、手を挙げて下さいます

舉手者 八名 少數

○中川君 大體説になりましたらば、會頭の仰しやる通り、概ね一人に付いて、何程を要するといふふことになりましたらば、宜しからうと思ひます

○石澤會長 皆さんに御相談を申しますが、一人に付いて、十五坪以上とせば、二十坪以下とせば、決めるより外はないのでござります、二十坪といふのが、相當でござりませうか、もつと餘計にすることといふのが、相當でござりませうか

○本名瀧君 全く大體説に決まりましたから、其の事に付いて申しが

をするふことも出来ず、其の建築の完、不完といふものは、何處までも、關係が出来て往くものであつて、研究を積んで、適當の所を得るといふことは、誠に重大なこと、思ふのであるから、對委員が調へたらといつて、型に入るやうなことは、むづかしいと思ひますが、願はくは、一つの監獄協會の決議したものである、是は参考になるべきものであるといふ所まで、どうか本會にて、研究を積んで置きたいといふのが、私の希望であります

○石澤會長 委員説が宜しいといふふことでござりますれば、委員説になつても、宜しいのでござります

○秋山君 委員説は、至極御尤な譯であります、此處で委員を擧んで調べるといふよりも、却つて是は餘々が充分に研究し、或は他に参考すべきものがあれば、夫を参考として、次回までに、又、持出すといふことにしたならば、如何であらうかと思へます、詰り委員説を賛成する方があります、委員といつて、決して、此處に集まつた人が、充分に研究をして、次回までに持出すといふふことにしたら、如何であらうかと思ひてござります

○中川君 職が二つに分かれたやうでござりますか、何方にても、御決定を願ひます

○石澤會長 實に此の問題は、適當なる問題であつて、是が決まつて居つたことならば、彼の丸龜の如きものは出来ないのであつて、是を畢竟決めて置かないから、あんな途方もないことを在出すので、實に其の監獄の中に道入ると、直ぐ奥のふです、あれで私も大變願した、どうしてはは何とせ始末を付けて置かなければならぬと思ひます

○本山君 私、委員説を賛成です、私は陸軍の方の監獄長を致して居りますので、全員の監獄の御様子存じません、陸軍の方の監獄は、大體説でも、私私では之を極めするものは、先、日本監獄の最小監獄といふものは、凡、何人入れる監獄であるといふ、一つの程度を立てなければならぬと思ふ、いふものは、並に一人に付いて、何程の面積を要するといつても、其在監人の多少に依つて、大に差違を生じなければならぬと思ふ、いふものは、例へば、二百人で一監獄を爲す、其の監房を據造するに付いては、凡、雜居監ならばどの位を要する、分房監ならばどの位を要するといつて、監房内の容量であれば、格別面倒なふこともありません、總、建築用地といふことになりませうれば、其の監獄全体のもの向つても、地積を定めて、一人に分割して見なければ、標準は立たないだらうと思ふ、故に、先、其の順序として、凡、何人入る、監獄にあつては、平均十五坪なら、十五坪の面積を要するといふやうなことに、一つ段階を立て、御決定になる方が、便利であらうと思ひます、此の段階に付いて、私の希望は、先、小監獄は二百人、中監獄は五百人、夫れから大監獄は千人とする、先、此の二百人、五百人、千人の所で、一つ標準を立て、仕つたならば、どうであらうか、といふ考へでござります

○石澤會長 どうです、只今の段階を立てる御論がござります

○佐野君 さうすると、今の所では、小監獄といへば、五六十人の所もありますが、さういふものは、二百人を入れる丈の坪を擧んで置くのです

○本名瀧君 先、二百人以上は、斯う、五百人以上は斯う、千人以上は斯うといふ段階を擧げるのです

○石澤會長 五十人以下の監獄では、御説は至極御尤もで、小さき儘五六羽の鶏を入れる所も、百羽の鶏を入れる所も、周りの高さは同じことなるといふのでござります、どうも夫は、極く最小の所に違ふと、其

のた者の所が御尤のやうです。どうしても、監獄となつて見ると、先、百名以上……以下の所も時にはありますが、先、百名以上であることあると、百名の所に千五百坪といふ標準が出來て居るから、然う差支へる所もあるまいと思ひます。成程なれたの御説は秘密で、此の問題を貴重に扱ひになるので、最、喜ばしい御説ですけれども、どうも随分夫は、此處で決められまいと思ひます。

○坪井君 夫で、請り最少限を十五坪以上とすることにすれば、如何でせうか、以上との範圍あればどうでもなりません。

○石澤會長 夫では、十五坪を下るべからずといふことに、今は決めて置きますが、尙、御研究の上、夫回にお忘れなく持出しにならむことを希望します。

賞罰は四人たる身分に伴せしむるを得るか
出題者 福澤勇太郎君

○石澤會長 出題者より、どう御説明を願ひます。

○福澤君 是は、四人に二ツの刑罰を執行する場合、例へば、輕禁錮と重禁錮との二ツを執行する場合に、輕禁錮を執行した場合に、受けたる賞罰を、重禁錮を執行するまで繼續して行くことが、出来るかといふ問題でござります。

○印南君 一寸出題者に伺ひます、然うすると、一人が、二刑罰を持つた場合には、其の賞表や獄罰を、一刑罰毎に區分してやるか否かといふのですか。

○福澤君 區分してやるが、前刑罰を執行する場合に受けたる者で、後刑罰の場合に持つて行くことが、出来るかといふのです。

○石澤會長 此の問題の趣意がわかりになりましたら、どうぞ御説明を願ひます。

のことであるけれども、一方から理窟をいへば、刑罰があるから、監獄に進入して居る、其の刑罰が終はつたなら、別にならねばぬかといふ論が出ればぬかと思ふ、例へば、今朝赦免になつて、午後すぐ檢入監する場合は如きは、矢張り同じ囚人だから、同じ賞罰を持つて來なければならぬかといふやうな疑ひも出てんかと思ひ、諸君の御高説を拜読したいので、一言此處に申述べます。

○中川君 さう致しますと、坪井君のは、今朝までは、入監して居つたが、一先、監獄を離れて、即日入監したもので、監がなければならぬかといふ御精神であります。

○坪井君 さういふ説も出て來るから、諸君の御高説を伺ひたいといふのです。

○中川君 併、監獄を出ました以上は、執行すべきものでないと思ひます、只今印南君の述べられた通りで、宜しいかと思ひます。

○石澤會長 隨分研究すべき面白い問題だと思ひますが、印南君のの説は、分かつては居るけれども、然うスワリと分かつたより……

○印南君 私は、猶、一言おたします、或一説に、斯ういふ説があるやうです、固、刑罰といふものは、刑罰に規定された所の、所謂明文に依つて、裁判官よりして判決を受けるものである、刑罰があるからして、囚人である、前刑罰が消滅して、後刑罰に遷つたならば、前刑罰の刑罰は消滅したのであるから、前刑罰に行つた賞罰は、刑罰の消滅と同時に消滅しなければならぬ、後刑罰を執行する時になつて、始めて新に進入した監人となるのであるから、賞罰が改つて來なければならぬ、期、刑罰の區分に依つて、賞罰を施して往かなければならぬかといふ一説があるのです、私は餘り其の設は刑罰上から、感服しない説だと思ひます、猶、皆さんの考があるならば、拜読したいと思へます。

○福澤君 理窟から言へば、賞罰は囚人たる身分に從ふのであるから、刑罰と共に消滅しなければならぬが、果して、囚人たる身分に律はしめても、不都合でないやうであるから、繼續して宜しいか悪いかといふ考であるのでござります。

○印南君 實際今まで、刑を執行する上に於て、刑が二つ以上あつた所が、刑罰を通算して、刑罰を施す、御承知の通り、賞與勸告内規といふものがあつて、賞表一個を附與することいふことになつて居る、是等は、實際刑罰を通算して、一期毎にあたるかといふことになつて居る、さうして見ると、囚人たる身分に伴隨して居る、固、輕禁錮の刑を執行する上に、夫が爲めに微罰を立てて後、輕禁錮を執行した場合はさういふことが、無かつたとしても、前ものに伴隨して往かなければならぬ、何故かといふと、刑罰は、囚人の心情如何を見るべきものであつて、固、其の囚人にして、行狀が非常に能く、改悛の行爲が著しいものぞと認めれば、それ相應の賞與を與ふるふことであるし、非常に不品行であつて、監獄の規律を紊すといふ時は、懲罰を施すといふことは、囚人の心情如何に關係するふことであつて、刑罰の長短異動に依つて、變更すべきものでない、故に、何處までも、監獄内にある間は、囚人たる身分に伴隨して行くが至當だらうと思ふ、賞罰の趣意にして、囚人の心情如何に關係するといふふと、賞罰の趣意であつたならば、囚人たる身分に伴隨して往かなければならぬと思ふ、是は、私の意見でござりますか、皆さんの御高説を伺ひたいのでござります。

○中川君 本問題は、此の如くでござりますから、速にぞうか。

○坪井君 併、現今の取扱ひ、現今の解釋は、さうなつて居りませうけれども、隨分此の問題は、研究すべきものであらうと思ひます、固より監獄に在る間は、其の身分に從つて、心算に處るべきは、固より……

○石澤會長 別に御論はござりませぬやうでござります、夫では、現今の出題者に、御異論がござりませぬなら、只今印南君の説を相當と見まして秀支へありませんか、如何でござりますか、出題者に御異論がござりませぬなら……

○福澤君 別に異論はござりませぬ、此の問題は、私も前刑罰の賞罰を、後刑罰に執行して差支へないかといふ説でござります。

○石澤會長 夫では、夫に決めます、其の次の問題を。

● 囚人の獄罰處分として條件付言渡を爲すの可否
出題者 佐野 尚君

○佐野君 是は文字に現はしてあります通りでござります、此の頃條件付裁判言渡といふものが行はれんと致しつてあります、夫に付いて、囚人が監獄内で規律を犯した時にも、直に之を罰せずして、矢張り條件付にしたならば、大體宜しからうと思ひます、併、是は實際家の私方に、充分の御意見を伺ひたいと思ふので、私は御承知の通り、例のテーブル論で出したのでござりますから、どうぞ實際家の御意見を伺ひたいでござります。

○印南君 一寸出題者に伺ひますが、條件付言渡です、賞告です。

○佐野君 言渡しです。

○印南君 夫はさういふ……

○佐野君 初犯で進入つて來た時分に、過失で規律を犯したみ、か、あが、さういふ時には、今度悪るいことを……一週間なら一週間の中に、再、悪いことをすると、罰するぞといふ期を定めて言渡しをするのです。

○印南君 夫は初犯囚に限るのですか。

○佐野君 イニ再犯にも、總て一般に及ぼすのです

○印南君 夫は、こちらの手心で、期を限るのであります

○佐野君 夫は手心でも、宜しいと思ひます

○印南君 さうすると、實際今日行つて居る監禁と、どういふ差違がありますか

○佐野君 監禁とは違ふだらうと思ひます、監禁といふと、唯、置くだけであるが、此方は期を延して置くのですから、大層違ひませう

○木名瀬君 さうすると監禁は、此の中に進入しないのですか

○福田君 近頃監禁はあつて、一度重罪を犯した者が、再、重罪を犯して進入つて来れば、十年の刑に處せらる、刑罰官議があつても、其の者が改換の情があれば、唯、囚人として留置といふのです

○佐野君 夫とは違ふのです、罰則處分なので、貴方の仰しやるのは、裁判の方です、是は監獄の中で典獄やるのです

○木名瀬君 提出者に伺ひますか、私は餘り監禁は効かないと思は無からうと思ふ、何故か、詰り監禁といふ罰を言渡して、執行を猶豫してあるのだから、例へば今日の勸告法に依つても、一期間なら一期間は延ばすといふことになる、監禁といふものは、痛くも振くもなければ、矢張り監禁處分になれば、罰則違反になるので、故に監禁は、條件付の中に進入だらうと思ひます

○佐野君 此方は一月月なり、六ヶ月なり、期を経るまで行はないのです

○木名瀬君 監禁といふ罰に向かつては、條件付言渡といふ必要がないから、加へないといふ趣意になるのです、私は必要があると思ひます

○坪井君 私は斯う解釋して居る、例へば、是れまで一度も罰則を犯

ありまして、出るか否か、其の排斥を受けて、又、再犯をしなければならぬ、已むを得ぬ境遇に陥ることある、或は、又、監獄に進入つた爲めに、己より、一層大悪人の爲めに、教訓を受けて、却つて夫が爲めに、犯罪の心を養成するといふことは、事實らしい有様でござります、夫から監獄に入れぬ策を施すに付いては、條件付宣告を施して、さうして、彼等が再犯を生ずるまで待たして置いて、さうして刑法で言へば、戒め始の罰は、彼等をして、再、犯罪を爲すといふ念慮を止めて、再、犯罪を爲した時には、刑罰後科合はせて、執行するといふことが、詰り條件付宣告の必要でござります、所が、此の罰則處分に對しては、條件付言渡を爲す所の必要は、殆どない、何故か、いふと、條件付言渡に代ふる監禁といふ、一つの懲罰がござります、罰則に依つて見ても、一條條件となつて居ります、殊に我々邦の監獄であつては、監禁といふ條文が存してあつて、夫でありますれば、刑罰に條件付宣告を爲すのは、或犯罪があつて、其の犯罪に對しては、罰則といふ罰則を施すには、司法官は、刑法其の他の諸罰則に依つて刑を科せなければならぬ、刑を科するには、詰り其の犯罪に依つて刑を科するの、大体の趣意である、此の者は、窃盜をしたからして、刑法第三百六十六條に照らさなければならぬ、或は監禁をしたものは、夫の條文に照らして、處刑しなければならぬ、其の明文に照らして、處刑する方は、詰り或一定の、例へば五年以上七年以下といふ工合になつて、其の五年以上七年以下の間で、裁判官が、充分酌量刑を施すことが出来る、其の間にあつて、其の者の犯罪の來歴、男女、年齢等に依つて、何處までも充分酌量して、實際の刑を科せなければならぬ、けれども、其の刑を科することは、或は年齢、歴等に依りますけれども、其の監禁なら監禁をしたならば、五年以上、七年以下の刑に處するといふ範圍を設けることは出来ない、所が、懲戒

した、そのない行狀の真似囚人がある、夫が、ロケットした過失に依つて、監禁に處せなければならぬ、或は暗室に處せなければならぬといふ様な事實が出來て、取調て見るといふと、監禁なら監禁、暗室なら暗室といふ處罰に當りて、申渡さなければならぬ、其處で、典獄が考へて本人に罰を執行するといふと、今まで清淨無垢であつた所が、此處に始めて開かれた所から、自暴自棄の念を起すから、之を機會として、將來改換してやらうといふ考を以て、囚人に言渡すには、其の方向々の科に依つて、監禁或は暗室に處せなければならぬ答だ、此處では、監禁してやる、其の代り、再、罰を犯すに付いては、其の罰を、猶豫してやつた罰と合はせ執行するぞ、夫故に來改換せよといふことを約束する斯ういふふてあらうと思ふ、さうするといふと、夫が爲めに、囚人の方て己を慎しむといふふたになつて、自暴自棄心を防ぎ、夫が爲めに自然と改換するやうにならうといふので、之を設けたら、宜しからうといふ趣意だらうと、私は解釋いたしました

○佐野君 詰り其の約束言渡といふ意味なのです

○印南君 一寸私の意見を述べます、條件付言渡を爲す必要は、殆どあるまいと思ふ、どういふ場合に條件付言渡を爲すか、いふことは、私は、屬、朋友間、ら聞いたみとあります、疑はしい點なので、成程一寸裁判官の條件付宣告の末話も出ました、裁判官の條件付宣告といふことは、固、必要の起つて來た所以といふものは、初犯にして、監獄内に進入つて、監獄内の制度が、餘り完全でない爲めに、監獄を出るや否や、再犯を行ふ囚人が多くなつた、夫は監獄の制度が、不完全であつて、詰り悪事停所であるから、再犯者が増加して來た有様である、其の弊を故には、監獄に入れぬ方、一番宜しい、諸君は、御経験に依つて、御承知でござります、監獄に進入するといふと、會、改換した者

處分といふに至ると、裁判權と異にして、裁判權は、罰則を素で處分として罰則である、も一つは、規律を素で罰則である、併しながら、懲戒處分は、行政官の職務を以て、充分に酌量し得るものである、裁判はさうでない、酌量することは、或一定の範圍内にて酌量し得べきものであつて、其の罰則といふものは、明文上規定してあることで、故に、直に、條件付宣告を以て、懲戒處分に應用するといふことは、少しも理窟のないであらうと思ふ、懲戒處分が、既に行政官の職務を以て、自由で處分し得られ居すれば、此の者は、暗室の處分を施して宜しいか、或は減食の處分を施して宜しいか、或は罰合に依つては、先程に話の通り、極く初犯の過失罪といふやうな者に對しては、監禁位の處分を施して置いて、一向差支ないことである、或は既に依れば、條件付の利益といふものは、今の過失罪を犯したやうな者に對して、此の條件付を以て、一定の時期内に、改換の行爲を表するといふ話がありました、監禁を施したが爲めに、改換の行爲を要せぬといふ道理はないと思ふ、監禁を施した爲めに、却つて再、犯罪を行ふと、或は罰則處分を受くるといふやうな處へは、無からうと思ふ、さう致して、見ますと、條件付言渡といふことは、却つて或は此の者に對して、是れ／＼の暗室なら、暗室、一晝夜の罰に處せざるぞといつて置いて、其の執行を猶豫してやるふとは、囚人に對して、非常に不公平の感念を激しむる、或は囚人が、之が爲めに、彼奴は暗室一晝夜の刑に處せられたけれども、其の執行を受けなかつた、獨、自分のみに對しては、同一の行爲をして、直に其の處罰の執行を受けたといふと、不公平の感念を、彼等囚人に抱きしむるといふ嫌ひがある、夫ですら、要するに、規律を素す人の罰則考へ、却つて夫れが爲めに、規律を破るといふやうなに至りししないかと考へます、故に、私は何處までも、條件付言渡は、少しも附する理由

雜 錄

●典獄協議會の效果如何

(決議は須らく遵守實行すへし)

かないといふことを認めて居ります
 ○佐野君 今、印南君から、是々の御説でござりましたが、私は此の條件付言渡は、監獄則で悪いからといふのはない、條件付といふのは、賭り約束であるから、初犯者や、再犯をするか否かといふ試験法であらうと思ふ、監獄といふものは、基本修習所であるから、例へば重禁五単といふやうな言葉をすれば、是れては堪えられない恐怖心を起して、改役をしやしないかといふ試験法であらうと思ふ、私はさう解釋して居ります。
 ○鈴木君 私、酌量でござりまして、諸君に自分かりにならないか知りませぬが、私は條件付言渡を可とするの一人てござります、何故なれば、此の獄則處分といふものは、只今、印南君が段々この御説明で、私が言ふまでもござりませぬが、固、規律を破つた者に科する所の罰である、此の行刑の目的は、さうであるかといつたならば、社會に害悪を爲した者を、監獄に入れて、之を執行する、又、獄に來て、獄則を犯す犯したからといつて、直に處分するのは無論の事、律ながら、行刑上、是々のみをなして、懲罰に處すべき者であるが、今、出願者の口説の如く、罰目間の猶豫をしてやるといふと、司獄官の手の中に握つて居つて試みて居る、其の中に改役したものであるならば、之を執行しなくつても、其の効力を有するものと、私は思ふ、實際に當たつて見ても、無教育の者が多く、監獄に繋かれて居る爲めに、些細のみで懲罰を受け、是まで謹慎して來たけれども、是位のみで、罰を受けては、所謂毒を喰は、血までいふので、却つて改役の道を失するのみであるだらうと思ふ、故に、些細の過からして、規律を乱すといふやうな者には、随分條件付の言渡は、効力があると思ひますから、條件付の言渡を可とするの一人てござります。

に從ふこと、流るるが如くなるべし、苟、會議の決議を守らざるものあるか如きは、其の效果、夫、孰れにかある、敢、請ふ、會同諸君、協議會は、曾に勝地探覓の爲めなりとの、惡評を招かざらんことを

●ナカゴ博覽會の賞狀來たれり

(果して歐米監獄と比肩し得べきか)

本國政府より、チカゴ大博覽會へ、提出せられたる監獄記事に對する賞文來たりたりと、其の文に云ふ、日本帝國監獄の改善進歩は、敢、歐米諸國に譲らずと、其の賞文の通否は、諸君の判定に任せん、然れども、歐米の人已に此の如き感想を以て、吾に向かふ、事物日進月歩の現世紀、益、奮勵して彼に應ふるは、吾人の責任なり、碧眼紅毛の徒を拘禁し、刑罰の執行を爲すの日、亦、遠きにあらざるべし、其の期に及びて、悔りを招くか如きことあるへからず

●囚人に對する衣類の差入

(監獄則に依り許可を經へし)

囚人に差入る、物品に就きては、監獄則第三十九條の規定に從ひ、書籍印紙切手貨幣に限り監獄の職權を以て許可し、其の他の物品は、内務大臣の許可を經ざるべからず、彼の囚人の放免せらるゝに先立ち、衣服の

關西に、九州に、將、東北に、本年典獄協議會の類々開議あるは斯學の爲め、實に悦ばしき事にして、余輩の大に贊賞する所なり、余輩は、此の協議會の効果を顯はさんことは、常に希望する所なり、少なくとも、決議事項の全然實行せられんことを、冀ふものなり、然るに、從來の有様に徴するに、各自抱持する所論を曲けずして、決議したるにも拘らず、之を改めざるものあるか如きは、會議の效果果して執れにかある、曾て聞く、先年内務省にて、諮問に付せられたる事項にして、已に訓令として、發布せられたる事すら、自己の意見に反すとして、逡巡躊躇し、改善に吝かなるものありと、か、此の如きは、其の責任を知らざるものなり、決議事項の實行なきは、會議の責任を解せざるものなり、先入爲師は、人の固執なり、之を改むは、人の美德なり、事物の進歩は、先入爲師の固執を辨斥し、善

差入を要するものあり、此の如きものは、最、必要の物品にして、又、之を許可せざるべからず、之を許可するには、内務大臣の允許を經るを要するや勿論なり、然るに、余輩、未、各府縣とも、其の允許を得られたる實例あるを聞かず、或は差入は、全、禁止せられぬるか、是、放免囚を遇するの道にあらざ、或は允許を經ず、典獄限り、差入を許さるゝか、是、監獄則の規定に反す、兩者いづれも治獄の正を得たるものにあらず、故に此の如き必要の事は、前以て内務大臣に稟請し、允許を得て、置くべきものとす

●看守の講習

(武術に偏するの嫌なきか)

看守の教育は、法令、實務、武術の三者たり、併行して養成し、良善なる看守を得べきは、言を俟たずと雖も、或は武術に偏し、法令實務を第二に置くの嫌あらざるか、武術の練習は、新舊の看守を論せず、日々若しくは、隔日に之を施行する處あるも、法令の講習は、一週一回、若しくは、一ヶ月一二回に止まる處あるか如し、武術は、非常の備へにして、法令は、日常の要務なり、監獄則、及、施行細則の條項も、解せずして、腕力闘格に強きものは、冠野豬たるに過ぎんのみ

● 地方長官の監獄巡閱

(形式の巡閱裝飾の報告に陥る勿かれ)

地方長官に、監獄巡閱を爲さしむるの適否は、余輩之を知らずと雖も、已に巡閱權の存在する上に於ては、形式の巡閱、裝飾の報告に止まらざるべからず、規定の適否に對する意見、民度に應ずる處遇方法等の調査を爲すは、其の、最、必要なる處なるべし、彼の四員を掲記し、構造の有様を云ふか如きは、其の効何の點にかある

● 無期刑囚の行狀勸査

(行狀勸査法の改正を望む)

無期刑の囚人は、十五年を以て、行狀勸査の期とす、今や已に其の十五年を経過し、尙、行狀勸査法の必要を生ぜり、其の方法、未、規定の依るべきものなきを以て、往々疑を生ずるものなきにあらざらず、此の完全なる行狀、勸査の規定あらんことを望む、蓋し現行の方法に依るときは、其の十五年を過ぎたるものは、終期間にあるものと見做して、勸査すべし、賞表を五個以上與ふるか如きは、事理に適したるものにあらず

● 濫賞の弊

(賞與するの囚人は假出獄を得べき囚人なり)

民家に於ても、負担を減少せしむるの好方法たればなきは、余輩の、最、儲みとする所なり、爾と述に他の例に倣ひ、此の善美なる方法を設くべし

● 監獄建築の模様變更

(豫算設計に違ふ勿かれ)

監房病室懲罰室の類は、主務省の許可を経へきものなれば、自儘勝手に、變更取捨はなし能はざるものなれども、其の他の遺物にありては、一片の報告に止まらざるが故、往々豫算設計とは相違する處なきにあらざらず、此の如きは、議會其の他の物議を惹起せしむるの失態にして、又、豫算の設計、充分ならざるものなり、故に豫算設計の際に於て、十分考慮し、再、變更することなきを期すへし

● 召集に應じたる吏員の恤救法

(之を恤救するは同僚の公義務なり)

看守、押丁、雇吏の如きは、僅少なる俸給に依りて、一家衣食するものなり、其の一朝國家の大事に當たり、千軍萬馬の間を驅馳するときには、固より家郷を省みる能はず、又、家郷に意を傾くるものにあらず、故に之を救恤し、家屬を慰撫するは、同僚間至情の公義務なり、府縣多くは救恤の方法を設け、月俸の幾分を讓出し、家屬を救ふの方法あり、只一二の府縣に之

賞表五個以上を有するも、假出獄を許すべからざる囚人は、集治監に多く見る所なり、特に前項の如く、無期囚にして、十五年を経過し、五個の賞表を得たるもの、勸査法に苦しむか如きは、濫賞の結果と云ふも可ならん歟、抑、賞表は、假出獄の階段たるを忘るべからず、賞表を以て囚人一時の暴惡を制し、役業獎勵の具となさば、現世紀の獄務家の腦裡にあらざるや論なしと雖も、賞表授與の際には、慎重に慎重を加へざるべからず、苟、濫賞に流れたるときは、之を匡正するの行、容易の業にあらざるへし

● 電氣燈

(都府の監獄は、其の利用を計るへし)

監獄に電氣燈を点したる處は、未、一二の監獄に過ぎず、聞く三池集治監にては、之を利用せんとて、已に其の筋の許可を得たりと云、又、宮城集治監にても、此の方法を研究中なりと云、電氣燈の効能、至便の点は言を俟たず、又、大監獄にては、經濟の上に於て、亦、利あるべし、燈具の修繕、ランプの破損、点火の努力等を計算せば、蓋、少をならざるべし、電燈會社のある地の監獄にては、固めて之を利用すべし、是單に監獄の便、且、利あるのみならず、其の電燈を引用する

● 囚人動作時間

(就寝時間まで變更するを止められたし)

囚人動作時間は、其の筋の許可を経れば、變更することを得るも、就寝時間まで變更するは、遇囚法等一の道に戻るべし、聞く群馬埼玉縣等は、夏時は日の没せざるに入房せしむる有様なりと云、許可を受けられたるか否かは知らざれども、今日の場合に到りては、所遇上穩ならざるもの、如し、一日も早く此の方法は、改正せられたるものにこそ

● 囚人食料に就きて

(下等生民の食料を斟酌すへし)

囚人の食料は、嘗に安價のものを、選擇せよとの主題のみにあらず、主として、下等生民の世計の程度を斟酌すへし、監獄則にては、麥に代用するに、粟菽薯等の類を選擇せしむることに規定せられしは、蓋、此の主意なるへし、然るに、實際此等のものを購入するの不便よりして、下白米のみを給するは、未、其の意を盡くしたるものにあらざるべし、特に米麥の價、差違なきを口實とするか如きは、其の旨趣を誤解したるもの

と云ふへさのみ

●萬國監獄會議委員の派遣

(更に會議に列するのみにあらず)

萬國監獄會議へは、本邦より委員を派遣せらるゝよしに聞きしか、議會の協賛を經されは、旅費支出の目的なき故、未、任命の運に到らざりし趣なり、軍國出費多き時節柄、或は之を拒むに到るものなきかを懸念せざるを得ずと雖も、苟、堂々たる日本帝國、内治を忽せにして、一意軍事にのみ汲々たるは、文明國の慊しとせざる所なり、余輩は、切に僅少なる金額に逡巡し、文明國の價を失墮するど如きことなからんことを希ふ又、此の際に於ける委員派遣は、嘗に議會に列するのみならず、汎く歐米諸大家の卓論名説を參考とし、又歐洲監獄の實際を觀察する上に、至大なる利益を収取し得へければ、萬障を排却し、監獄世界の最大希望を達せんことを望むべし

●在監人の信書

(憲法に抵触せるものにあらざるべし)

憲法第二十五條に曰はく、「日本帝國臣民は、法律に定めたる場合を除くの外、信書の秘密を侵さるゝことなし」と、之、一般臣民に對する規定にして、法律に依る

提に異議を容れざるものは獄制の完美は開明國の名と離る可らざる實なることを首肯せざる可らず、現今字内の開明國に就き之を見るに獄制の完美は先づ指を北米合衆國に屈せざる可らず、然れども世人は多く合衆國が「メンシルヅニアン」制「ローバン」制等監獄制度の祖國たることを知て未だ同國が是等制度より一層有効必用なる勸化院制度の模範を與ふることを知らず、蓋し合衆國勸化院制度は元來宗教の慈善事業に淵源して今日は純然なる國家事業となり美蹟頗る宏大なるを見る、彼の勞銀制度の如き我國現行制度に於ても専ら之に重きを置くもの、如しと雖も彼國に比しては勿論同日の論にあらず、彼國に在ては國資の饒多と學者注目の敏なるに據り規模最も宏博にして新約克威化院内現に營みつゝある職業に於ても其種類十數種を下らず、昨年中收得せる純益實に五萬三千弗に上り以て院費の四分一を補助すと云ふ左に第十八回年數に據て新約克州勸化院制度の概念を抄録す

新約克州勸化院創立主旨、本勸化院は成年罪囚の爲めに之を設く、一般の趣旨は被護勸化にありて刑罰的にあらず、則ち罪囚勸化に依る社會保護の

ものは、除外せられたるは、明文に示せるか如し、人動もすれば、囚人信書に就きて、此の法文を概々するものあり、抑、囚人の信書は、監獄則たる法律の効能を有すへき規定に依りて、處理するものなれば、典獄は之か、檢閲權ありて、其他の吏員は、典獄の命令に依り、處理するは、當然のことなり、敢、疑議を生ずへきものにあらざるべし、蓋、信書たるものは、其の性質上、蓋に他人に見しめざるの注意を爲すは、論を俟たずと雖も、理屈にのみ拘泥して、行狀觀察主任たる看守長にも見せず、身分帳にも編綴せざる如きは、實務を阻止し、處理の道を誤るものと云ふへさか

●感化院制度

(新約克州感化院制度の概況)

近刊の法學協會雜誌は、新約克州感化院制度の概況を雜錄欄内に收む、簡勁觀るに足るべし、採つて世の治獄者に資す

○新約克州感化院制度の概況、刑罰は其の本旨に於て罪惡に對する惡報に止まらずして犯人の改善を公圖する者なり、犯人はロンプロズ氏の唱ふる如く不治の一種特別の人種にあらずして可治的同胞なり、國家は其本分として犯人改善の義務を負ふ、是等の前

精神に出づ、行務方法は一般勸化院制度に採用する如き隨意選擇の方法を許さず制限的にして且つ強行的なり

本院に入る罪囚は順正なる市民にあらずして正業を營むを欲せず又は營み能はざる部類の者なり、而して彼等は性行の不順不良なるが爲め社會に阻却せらるゝを以て單に法律指定の刑期間閉鎖して之を放免するときは再び惡事を働かずんば生活し能はざるは數の免れざる所なれば當院に於て其の放免期に至るまでの期間に於て十分順良の風を養成し一科の勞役に馴致せしめんとす

在院期間は豫め之を一定せずと雖ども州監獄に在ると當院に在るとを問はず法律の言渡したる最長期の滿了前に改善の實績を擧ぐるか或は其効なくして放免せらる可し、故に若し改善の實を擧げたる囚徒は單に一年にして放免さるゝことを得可し、

道徳勸化は之を一轍にするときは實際上其効薄し、須らく他の方法を混用するを要す、殊に多數の罪囚を雜住せしむる勸化院に在ては若し單に道徳勸化に専委するときは罪囚互に相腐蝕して惡

習を培養し終には勸化院本目的と背馳するの結果を生せんとす。蓋し悪人を變じて善人となすは幻術と雖も猶ほ且つ能はず、況んや強力と權威とをや、實に罪囚勸化に常道なし、然れども若し行務上佳良なる精神を以てし方法程度を精撰し囚徒に由て強制の寛嚴を斟酌する等道德勸化の外種々の方便を盡すに於ては希くは勸化の美果を奏するを得ん、

勸化に要する腕力の範圍は道德の力及ばざる處に始まり囚徒一般の安寧と公共心の發達の境界に了らざる可らず

罪人は箇人的又は説諭的の勸誨を要すると勿論なれども是のみを以て勸化の方法を盡せしとするは非なり、時に或は有形の勸戒を加へざる可らず、即ち精細なる秩序の行狀を保たしむるを要し又常に無形の勸戒たる教育を要す、然れども最も効力あるは強制的に商業教育を施し彼等をして正業に由て利益を得るの快味を實際に感せしむるにあり

本年に於ては勞銀制度と商業教育制度は稍や進歩を來し世間亦制度の擴張を望むものあるに至れる

猶ほ勸化院にある如し故に罪囚若し戒獄を破る等試験的結果不十分なるときは院長は法律の與ふる職權に由り直に彼を復院せしめ再び強制的教育を施す、此制を布て以來十七年間の成績は試験的放免四三千七百二十三人中に就き二百五十九人即ち百分七のみ惡結果を來し内百十人は再試験に服せしめられ十人は三回試験を受けたり

院長が試験の結果に由り罪囚を再入院せしむる權は勸化院入院當時に附與せられたるものにして殊に試験的放免は元來法律上の放免にあらざるを以て再入院は法律に據らずして人の自由を剝奪するものと非難なきは明かなり此制度の目的は實に罪囚をして社會の平穩を妨げざる爲め簡單の處分に由り捕縛するにありて此職權を院長に許與するは勸化院の目的を達する爲めの必要事項と云はざる可らず

試験的放免の外猶ほ注目を惹くものは組長組織にして罪人中性行宜しきを撰ひて組長とし以て互に相勸化して自治の良習を助長するを主旨とす

以上組織の概要を記するのみ、其の詳細に至りては本誌の載するを許さざる所なるを以て之を省す、世

は社會の幸福と云はざる可らず、而して本院實際の成績としては入院當時に於て未熟無定見の商業者にして入院後適宜の商工業に就職して收利の途を知らざるは以て大に榮とする所なり

以上則ち勸化院趣旨目的の存する所なり、而して本制度中最も我輩の注目を惹くは罪囚試験的放免の制となす、其の概畧左の如し

試験的放免(Parole Earnest)、罪囚は先づ裁判所の判決を受けて勸化院に入院せしめらる、其の在院期は成法か言渡したる最長刑期を出でず、而して、此の刑期間に於て罪人勸化の實を顯すときは院長は法律の與ふる職權に據て條件附又は無條件の試験的放免を與ふ、則ち試に罪囚を自由社會に放免して其結果如何を監督す、此自由生活の監督權は六ヶ月間繼續す、六ヶ月を経て實際自由生活を許す可き値ありと認むるときは全然放免の證書を附與し院長か其囚徒に對する監督權は茲に全く結了す、又若し自由生活の値なき者と認むるときは再び入院せしめて之を勸戒す、蓋し試験放免中の罪囚は全く罪囚にして院長監督の下にあることを要す

の獄制を研究する者須らく此等制度に注目すること

批評

●日本刑法論 法學士岡田朝太郎氏著

一 讀 生

犯罪とは何ぞ、國家の生存條件に危害を加ふるの所爲を謂ふ、刑罰とは何ぞ、犯罪者に科するの制裁を謂ふ、刑法は犯罪と刑罰との關係を規定したる法律ならずや、此の故に眞個に刑法を研究せんとする者は、須らく犯罪と刑罰との實質を講究せざる可からず、然るに、世の刑法學者を以て自任するの輩に至りては、獨唯、その明文上に現はれたる關係のみを研究するに止どまり、實體の如何に論及したる者なきに至りては、實に新學者に在りて、最、遺憾とする所なり

試みに刑法學者に問はん、犯罪の依りて生ずる原因は如何、(所謂罪科學の範圍に屬すべきもの)現時の刑罰は、果して犯罪者に向かひて、如何なる効をか奏し奉たれる、(刑罰制度論)等の問題に至りては、諸學者は

果たして如何の感想をか呈する、是、豈、諸氏專攻の學範範圍内にあらずや、然るに、之を等閑に附し、明文のみに依りて研究せんとするは、抑、また末節のみ、刑法大体の最終目的を達するに否とは、監獄の良否如何に由るのみ、若、監獄にして、正當なる制度の下に、犯罪者を矯正する能はずとせば、刑法はたゞ徒法死文として終はらんのみ、刑法の効果を奏する、一に監獄制度の如何に由るものと謂はざる可からず、世に刑法に關する書籍、頗、多しと雖も、監獄の事に至りては、一も論下したるものあるを見ず、甚しきに至りては、之を當局者方寸の裡に放棄して可なり、と信する者あり、以て刑法學者と謂ふども、予輩その信なるかを疑はずんばならず、岡田學士の著刑法論は、此の点に於て、滔々たる學者の時流を脱し、能く予輩の希望を完うしたるものと謂ふべきなり、然れども、予輩その監獄制度論を讀下するに當たりて、幾分の疑点なきにあらず、以て教を請はん

學士は、監獄制度に懲改主義と、感化主義との二派ありと謂ふと雖も、近時に在りては、何も其の一方に偏するの弊害あるを認め、折衷主義なるものを認むるに至れり、とれ、懲改主義に偏するの結果、徒に苦痛を

犯人に加へんことのみを計り、慘虐暴戾を極め、之が爲りに、彼等是不慮の死を來たすに非んば、慘虐に慣れたる無狀の人となり、却りて、刑の最終目的を達すること能はざるは、往古の監獄制度に徴して明かなり、然れども、また、漫に精神的教育に依り、惡念を根治せしめんと謂ふ感化主義の如きは、獨、刑の一要素たる苦痛を感ぜしめざるのみならず、犯人は之を以て一の學校と見做し、刑の以て恐るべきを知らず、生計に障礙せんよりも、寧、官立の學校に入るを樂しみ、優柔寛容、刑の効果を達する能はざるは、往時の歐洲諸國(僧侶を以て監獄吏員に充てたる時代)、及、近時の米國監獄制度に徴しても、また知るに足るべし、此の故に、この兩者を折衷し、嚴正なる監獄規律の下に、感化主義を採るは、近時に於ける遇囚の要義と認むるに至れり、

又、岡田學士は、隔離法を認めて、絶體的に、人類との交通を遮断するに在りて認めたるが如し、その弊害として、自殺を企て、病氣を發し、回復の途なき損害を生ずる者となしたるが如きは、少なくども、隔離法の意義を誤解したるに基づかずんばならず、隔離法(Cellar system)は、寂寥法(Solitary system)と異にし

質疑應答

本欄は、會員諸君の研究の爲めに立て、特に設けたるものなれば、諸君は、成るべく實務に涉る問題を掲げて、之が答解を試みらるべし、深遠なる法理の探究、本誌に掲載せんが、また望む所なりと雖も、空論囋々、陸じ來たれば、何の効をも收むべからざるものとあり、諸君希はくは、此の意にて、本誌に光彩を放たしめよ

編者 識

●答工錢不給與質疑 第七十四號北島監獄人實録参照

問 監獄則第二十二條の、定役に雇ふべき囚人、現役一百日を經されは工錢を給與せざる理由、及、重軽罪の區別に従ひ、工錢給與額の差異ある理由

答 一百日以内に、工錢を與へざるの理由は、(1)入獄の日短かければ、出獄後生業に就くに、困難を感ぜざるのみならず、給與を受くるも、其の額悉少にして、出獄後生業の資本となし、若しくは、歸國の旅費とせず足らざるなり、(2)定役一日の工錢額を定むるは、就役時間の外、各、囚人の技能を標準とせざる可からず、各囚人の技能を觀察するには、少なくも一百日位は、役業に就かしめざるを得ざるなり

(3)刑の苦痛を感ぜしむる一要素として一百日間の役

て、唯、惡交際を遮断するに在るを以て、之に反して善交際は、益、之を發揚せざる可からず、徒に囚人を一房に幽閉するの如きは、寂寥法にして、隔離法に非ざるなり(タルラック氏著刑法)

尙、若、望望の念を起さば、萬國監獄會議の發達沿革を叙述せんこと是れなり、監獄内の制度は、簡にして、要を掲げたりと雖も、此の點に至りては、一も答解を與へず、他日再版の舉めらば、予輩は之を囑望せざるを得ず

以上は、極めて瑣事にして、敢、言ふを要せざるものに似たれども、予輩の所説として、暫、茲に述べたるのみ、その北海道炭坑の外役を論じたるの段は、確證立言、頗、興味あるを覺ゆ、予輩賛同の意を表せざるを得ざるなり

刑法學者として、監獄制度を講ず、既に異徴とせざる可からず、況、所論割切にして、觀るに足るべきものあるをや、一讀の後、漫に所見を述ぶる、頗、輕忽にして、且、禮を失せり、然れども、尙、再三讀の上、疑點あらば、請ふまた、敢、教を請はん、その禮を失したるの點は、他日の機を得て謝せんのみ

業に、工錢を附せず
以上の理由に基づきて、一百日以内に、工錢を與へざるべし、而して、重軽罪の區別に従ひ、工錢給與額に差異ある所以は、刑の實効を收めんが爲めなるべし

●本誌第七十七號北島鉄窓護人氏の質疑に答ふ

在大坂 洋 々 散 士

第一項質問の要點は、免刑の申立を受け、出獄中に重罪を犯したるときは、免刑を停止することを得るか否かと云ふにあり、散士答へて曰はく、免刑を停止することを得ず、否となれば、免刑を免するは、我刑法第二十一條にある如く、兩事犯に用ふるのことで、常事犯に用ふるものにあらず、無期流刑は五年、有期流刑は三年を経過したるの後、行刑處分を以て、其の免刑を免するふを得ざれども、之が停止の場合を規定したる條項なし、故に、監獄則施行細則にても、免刑には取消す可き手續の規定無し、依りて、免刑中、重罪輕罪を犯すも雖も、其の免刑を取消し得可からざることは、刑法附則第十五條に依りて、明瞭なり、同條に曰はく、流刑の囚、免刑を免せられたるもの、再、罪を犯したるときは、本刑期内と雖も、島地にて、直に其の刑を執行す可しとあり、此の法文に依るに、免刑を停止するにあらざるの意、自明なり、即、所謂直に其の刑を執行す可しとは、是、免刑を停止せずして、直に後犯の刑を執行するを云ふなり、然らざれば、直にの語、全く無用に屬す可ければなり、若、免刑を停止するの意なりとせば、直に後犯の刑を執行す可しと云ふふを得、何となれば、再犯又は假刑供費の例に準じ、刑法第九十五條第二百條に依り、先、其の刑の重

輕を受けたるものは、直に他の被告人と隔離し、兩居房に入るべき善良の方法と思考せり

在新發田研究生

第一有期流刑の囚三年を経過し、免刑の申立を受け、出獄中に、重罪を犯したるときは、免刑を停止するを得るか

若、停止させば、出獄中の日数を刑期に算入すべきか否かと云ふにあり

答右疑問に就きては、我刑法上何等の規定もあらざるを以て、研究せざるべからざる要點なり、此の疑問に付、甲乙二説に別かれり、即、左に列挙して、聊、辨明する所あるべし

第一説に曰はく、無期流刑の囚五年を経過するの后、有期流刑の囚三年を経過するの后、行政の處分を以て、免刑を免し、島地にて、地を限り、居住せしむるを懲戒し、刑法第二十一條に規定する所なり、而して、刑罰には、犯人を懲戒するに足るべき性質なるべからず、一たび免刑せられたる以上は、決して寛宥するとなしとすれば、犯人をして、自暴自棄せしむるに至るを免れず、獄中、無期刑にては、特に然りせず、故に犯人をして、後改せしむるの途を開くは、極めて必要なり、免刑の法も、畢竟此の趣旨に出でたるものにして、他の自由刑に假出獄の制あると、異なるをよし、然れども、免刑を以て、假出獄に比較すれば、假出獄は有期に於ては、刑期四分の三を経過し、無期刑に於ては、十五年を経過したる后に非ざれば、許されども、免刑は、有期刑にては三年、無期刑にては五年を経過したる后、之れを許すものなるを以て、其の期限に長短の差異あり、又、假出獄にては、其の刑期限内、再び、罪を犯せば、假出獄を停止すれども、免刑にては、其の刑期限内、再び、罪を犯すと、免刑を取消すとなり、直に再犯の

きものを執行す可ければなり、乍併、免刑開せられたるものは、初犯國事犯なるを以て、定役なきもの故、再犯の罪、定役ある積累犯なるときは、定役なきを以て、刑法第九十五條に依り、流刑を先に執行し、再犯の輕き輕累犯を、後に執行せざる可からざるか、如きに至る、然るときは、刑法附則第十五條、直に云へる語と抵觸するの不都合を見るに至る、故に、刑法附則第十五條は、假令輕累犯なりと雖も、直に執行せざる可からず、依りて、此等の條文より考ふるべきは、免刑を停止せざるの意、自、明なり

第二項は、被告人無罪の言渡を受けたるもの、當日檢事より、出獄の指揮なきときは、元、居たりし監房へ入れしむるも、可なるかこの質疑なり、散士答へて不可なりと云はく、然れども、散士は法律上不可なりと答ふるに非ずして、刑事被告人の取締上弊害あるを以て不可なりと答ふるなり、若、之を法律上より論ずるときは、元、監房に入るも、敢、遊支なし、何となれば、假令無罪の宣告を受けたるも、確定期間内は、檢事にて、上訴の権限あるを以て、其の期間内に再出獄の指揮を爲す可と否とは、檢事の職權内にあり、故に、若、檢事にて、上訴するときは、敢、普通の刑事被告人と異なる所なしと雖も、其の期間内にて、檢事は上訴の權利を拋棄し、何時出獄の指揮を爲すか、計り知らざる可からず、果して然りとせば、無罪の言渡を受けたる被告人を、空房に入れしむれば、其の無罪の宣告を受けたるふとを、同房被告人に談話せん、然るときは、同房被告人は、其の者に對し、種々の傳言を以て、或は事件の証據湮滅の材料を委託し、或は種々の方法を以て、危險物の進入を依頼するが如き、爲めに犯罪の証據を湮滅し、遂に大罪人をして、法網を免るゝに至り、或は脱獄の材料を與ふるに至るが如き、其の他、種々の弊害攻撃するに暇あらず、依りて、散士は、以爲へらく、無罪若しくは、免刑の言

判を執行する等の如きは、之、二者の異なる所にして、出獄中の日数は勿論、刑期に算入するものとす

第三説に曰はく、既に免刑を執行したる以上は、之を取消するふとを得ずと思惟する者あるべしと雖も、元、是、行政處分たるに過ぎず、故に、重罪又は輕罪を犯したるときは勿論、其の免刑は危險なりと

認むるときは、何時にても、取消すことを得べきは、辨を俟たざるべし、何となれば、免刑を免するも、又は取消すも、行政官の任意たるべきは、行政處分の性質たるのみならず、假出獄規定中には、假出獄中に、重罪輕罪を犯したる者は、直に出獄を停止し、云々とあるに對比して、權衡を失すればなり、故に重罪輕罪を犯したるに依り、免刑を取消したるときは、其の間の日数は、之を刑期に算入せざるを以て、至當なりと思考するものなり、何となれば、若、此の日数を算入す、きものとせば、假出獄に關する刑法第五十六條の規定に、假出獄中、更に重罪輕罪を犯したる者は、直に出獄を停止し、出獄中の日数は、刑期に算入するを得ずとあるに對比して權衡を失すればなり、蓋、或は論者は、免刑を免し、又、之を取消すは、行政官の任意たるを以て、假令、之を取消したるも、其の間の日数を刑期に算入せざるは、不當なりと抗辯すべしと雖も、常事犯と國事犯とは、罪の性質を異にすべしと云へ、普通の道理より論ずるときは、之、恩與を與ふるは、兩つなから當然の理由あるに基づつてを以て、彼に隨して、地に寛なるは、偏頗の嫌ひあるを免れず、故に重罪輕罪を犯したる場合には、彼此同一ならしむるを以て、其の當を得たるものとせり

右二説を熟見するに、兩つながら、其の理由なきにあらずと雖も、命は第一説に賛成せざるを得ず、何となれば、刑法第二十一條の規定に依れば、免刑にありては、假出獄の如く、刑期限内、再、重罪輕罪を

犯したるときは、免刑を停止し、其の日数を刑期に算入すべからず、特に明記なき以上は、免刑を停止するの限りにあらず、又、刑法附則第十五條に、免刑の者、刑期限内、再、重罪を犯したるときは、島地に於て、直に再犯の刑を執行すべしとありて、免刑を停止すべしとなきを以て見るに明なり、尙、左に參考の爲め、内訓を掲げて、之を証すべし

刑法第五十三條に於て、流刑の囚は、假出獄の例を用ひざる旨、揭載有之候處、右は有期流刑の囚に關して釋きたる時間、又、犯罪有之重禁刑若しくは、懲役等に當たるも雖も、第五十六條、第五十七條の例文は、適用するに能はざるを以て免刑期間中の日数は、尙、刑期に算入し、又、改換の情有之候へば、後犯刑期四分三を經過すれば、又、假出獄を許すとを得る義と心得可然哉、請訓

内訓

刑法第五十七條に依り、假出獄を許すの限にあらす
第二刑事被告人公判庭にて、無罪の言渡を受けたるの、當日迄事より、由監命令なきを以て、解放し能はざるときは、元、居たりし房へ、入監せしむるも可なるか云ふにあり

答、本問の如きは、監獄則にて、第十三の外、他に分房の規定なしと雖も、又、管束上より之を見れば、刑事被告人に就きては、殊に成るべく、之を分房に拘禁するの注意なくんばあるべからず、何とされは、若、放浪者、他の犯罪者と雜居せしむる如きは、幸に被告事件を託し、他の共犯人者に通謀する如きは、監視煙囪は勿論、其の弊害、又、少なからず、延いて監獄の汚名を免れざるなり、故に、常に彼等に對しては、其の交通の便を與へざる様、注意すべし、之、當刑者の任務なり、供りて、余は成るべく、之を分房に入れ、

其の過疎を補助せんを欲するにあるなり

●全

北海居士

第一問
答、流刑囚にして、免刑申重罪を犯したるときは、其の裁判確定の上、直に其の刑を執行す可きは、施行規則第廿五條、並、刑法附則第十五條に依りて明なり、彼の出獄の場合の如き、之を停止するの明文なし、一旦免したる囚は、假令如何なる場合と雖も、之を停止することを得ざるものとす、其の免刑申犯したる刑を執行したる後、復、前の如く、依然免刑を免し置ざるを得ず、從ひて獄中の日數は、無論刑期に算入するを當然なりと思考す

第二問

答、刑事被告人公判庭にて、無罪の言渡を受けたる當日、迄事より出獄の命令なき時は、解放し能はざるは、素より其の監房の如きも、元、居たる房へ入るも、亦、他の監房へ入るも、敢、差支なからん

●第七十七號長岡獄外生君に答ふ

在新發田研究生

問、無籍なる一婦人、他郡にありて、犯罪して、私生の乳兒を携帶して入監し、滿期に至らずして、病死せしときは、乳兒は、監獄所在地の警察署の、保護を受く可き、又は犯罪地なる警察署に協謀すべきか云ふにあり

答、右は、警察署の保護を受くべきものにあらず、無籍者は、其の母の拘引を受けたる地の町村長に引渡し、地方稅教育費を以て、救助すべきものとす(明治十九年八月二十日)

●全

在大阪 洋々 散士

本問の要旨は、乳兒の無籍女囚死したるときは、其の乳兒は、
明治廿五年十一月十一日、内務省警保局長高崎親章氏通牒、警察第七十六號中に、初犯、及、偶發囚にして、刑期、凡、六月以下の者は、成る可く外役に服せしめざる様致し度云云あり、此の偶發囚とは、如何なる罪質の囚人を指示したるものなりや、及、六ヶ月未満の初犯、及、偶發囚のみに限り、如何なる理由ありて、外役に服せしめざるか、敢、江湖諸君の明教を仰ぐ

●質問

局 外 生

一、監獄職員を監獄官吏と見做し、嗚呼の名稱を廢するの必要ありや、若、之ありせば、敬禮法をも脱げ、又、之に伴ふ懲罰方を廢けざるを得ず、局外生は、職員上之を認めざるのみならず、各官衙にて、事務繁忙の際、臨時之を使用す可きものにあらず、寫字生と云ふも、敢、失當の言にあらざり、官吏の名稱を附す可きものにあらず、殊に監獄に於ては、囚徒に直接せしめず、又、言語を交へしめざる程のものなれば、此の職員に對し、嗚呼法は勿論、其の他規律に關する規程を設くる必要を認めざるも、頃、或監獄吏員は、頗る監獄職員をも、紀律を以て、之を使用せんを論ずる由に付質問す

北海居士

●全

答、無籍なる婦人、他郡に在りて罪を犯し、私生の乳兒を携帶入監し、滿期に至らずして死亡し、乳兒を遺したるとき、該乳兒は、若し、親屬あらば之をして引取りしめ、若、親屬あらざる時は其の母の、拘引を受けし地の、市町村長へ引渡すべしと思考す(十六年滋賀縣例に對する指令參照)

鐵 譯

●盜犯の減少策

加地鈔太郎譯

是れ英人エドワード、エーステマンが、某雜誌に掲載せる所、固より、近時の刑法原理に適はずと雖も、所論、頗、實際に適切なるものあり、因りて爰に譯載することゝなしぬ

犯罪の日を逐ひて多きを加ふる中にも、財産に對する罪、殊に盜犯か、其の大部分を占むるは、各國何れも符節を合はすか如し、是には、社會上若しくは、經濟上種々の原因もあるへけれども、余は是等のことを、論究するを止め、茲には、單に余か積年の經驗に依り、得たる所の卑説を述へんと欲す、

余か永年獄外にある盜人に接して知得したる所に由れば、現時盜犯に關し、各國の採用する方法は、兎角満足なる結果を得る能はざるは事實なり、其の証據には、刑法上如何に盜罪を定めて、之を處罰するも、世間に盜を事とするもの少しも減せざるのみならず、牢獄に入れは入るほど盜心を増長せしむるの傾向あるは、寔に歎息の次第なり、是、現行の法律にては、到底此の趨勢を堰止むる能はざるの一証なれば、余は斷して、一新方案を以て、之に代へざるへからずと主張す

今、夫、法律を以て、偷盜を禁し、例へば、若、牛一頭を盜むものは、牛一頭を償はしめ、羊一頭を盜むものは、羊一頭を償はしめて、其の犯行に依りて生したる損害と費用とは、總て犯人をして、辨償せしめたるは、是、古代刑法の主義なりしと聞く、余か茲に提出せんとする新案は、畢竟此の方法を再興せんと欲するにあるのみ

凡、物を盜む者は、其の物の種類、及、價値の如何を問はず、其の方法、及、場所の如何を論せず、皆、盜人に相違なし、故に盜人は、其の盜みたる物品、并に、其の裁判、及、在監中の費用を辨償するの義務あるものなり、此の費用を償はしむる爲め、獄内にて、隨意に作業に従事せしめ、若、其の費用の上に、尙、幾分の餘金を得たるるとき、(出獄早や他人の厄介にならざらしむる爲め)は、其の名譽を回復したるものとして、自由に出發せしむべし、若、動産又は不動産を損したるときは、之を償はしめば可なり、人を傷けたるときは之を償はしめば、亦、可なり

此の方法の利益は、實に左の如きものあり、且、不主罰の美徳を以て、其の功を盡すべし、其の功を盡すべし、在監の期限をして、各人作業の如何に依り、伸縮せしむるか故に、作業の授與を以て、品行善良の賞與となし、隨ひて品行不良の徒は、其の作業を一日なり、二日なり、停止せば、無爲は反りて懲罰となるべし、但、無爲なれば、尙、其の他に食料等の増加を來たすは勿論なり

斯の如くなれば、如何に愚鈍なる盜人と雖も、盜金を儲くるに、最、高價なる方法たることを、事實上自覺するに至るべし

盜人一人自由を得て、娯樂に出づるや、之に附與するに、其の正業を以て得たる金銀の領收書を以てすべし、而して、二三十圓の貯金を懐にして、出獄するときは、己の罪惡は、自、之を償ひたれば、社會に於て、更に新生活を營むを得へしとの感念を生せしむべし

此の方法に依るときは、惡をなせば、惡報あることを知らしむるの外他事あることなし、豈、之に勝るの正道あらん

勿論此の法は、一般に施行するを得ざるべし、例へば、少年にして、高價の指環を盜み、廉價に之を賣却したるもの、如きは、其の刑の割合を考へざるべからず、又、何万何十万の金員を盜みたるものは、終身在監するも、決して之を辨償する能ざるべし、斯る場合には、宜しく判官に一任して、本法の精神に適應する刑を申渡すべし、然れども、余の茲に主張する方法は、人生中最、善にも選り、惡にも染み易き、十五歳乃至二十歳

の者か、兎角行ひ勝ちなる少額の窃盜に付、最、其の適用を見るべきなり
難する者あり、曰はく、斯る四人の爲り、十分の利益あるべき作業を得ること能はざるべく、又、作業を以て、
在監費の外に、盜品の代償までも、辨償し得べき金額を得ることは、頗、困難なるべしと、然れども、監獄は
正道を教ふるの學校にして、決して金錢の利得を目的とする工場にあらざり、故に、囚徒に授くる作業は、従前と
同一なるものにて、差支なしと雖ども、其の賃銀に至りては、一囚か一週間精勵して、少なくも十「シルッ
ング」を得るの道を考へざるべからず、固より、現今の如く、車輪を回し、又は古き網具を以て、麻屑となす
か如きことにては、到底其の見込なきや、固よりなり、要するに、吾人の目的は、盗人を改悛せしむるにあり、
決して之をして、金錢上の利益を得しむるにあらざるなり

由是觀之、已か盜みたる物品の代償、及、費用を、己の作業を以て、辨償するまでは、監獄に繋きて、作業を
勉めしめ、其の業を忘れは忘るは、在監の期限を長からしむべしとの單一なる事實は、盗人に取ては、他
の如何なる施体刑よりも、最、懼るべき刑罰なれば、世人をして、盜は勞せずして、安逸を得るものなりとの
念を去らしめ、殊に、少年の盜心を薄らぐるの効能あるや疑なきなり

方言に曰はく、故買者なければ、盗人なしと、眞に然り、若、夫、物品を賣却せんとするもの、其の出所等を
精査するにあらざれば、之を買取るものなしとせば、盜賊は、亦、如何ともすべからざるなり、故に、盗人の
數を減せんと欲せば、贖物故買は、實に危険にして、且、不生産的の業たることを示すより宜しきはなし
然らば、之を如何せば可ならんや云ふに、盗人をして、其の贖品を買取りたる者を告げしめ、故買者をして、
其の物品、若しくは、代償を償はしめ、尙、之に多分の罰金を科するにあり、斯の如く、盗人の告知により、
故買者より、其の代償を辨償するときは、贖囚人か、作業を以て辨償すべき金額より、之を控除し、隨ひて、

其拘禁の期限を短縮すべし、斯の如くは、誰か故買者を告げざるものなからん
下男下女にして、主人の物を盗むものあらん、其の他偶然の出來事にて、盜を爲すもの、固より之あらん、然
れども、盜を以て常業とするものに至りては、其の贖品を賣捌くの道なきを以て、庶幾はくは、之を減少せし
むることを得べきか

●獨逸國監獄改良の計畫

(千八百九十三年八月發行)
獨逸監獄改良計畫

大和居士譯

刑の執行法は、行政官の立則權に放任せざるべからざるものなる乎、將、立法官自身にて、之を規定せざる可
からざるものなる乎、此の問題に就きては、未、曾て之か明解を下したる者なし、而して、此の事件は、立法
權の職務章程にても、亦、行政權の職務章程にても、其の孰れに屬する乎を明定したるところあるを見ず、抑、
法律は萬事を豫見すること能はざるものにして、其の細目の如きは、概、立則權に放任せざるべからざるや、
素より論を俟たずと雖ども、而かも、其の元則に至りては、法律の明文を以て、之を規定し、行政官をして、
一定の成規に依らしめざるべからず

我か獨逸帝國にて、千八百十年の刑法を以て、規定したる項目は、其の數極めて僅少にして、刑の執行の如き
に至りては、殆、全く國長の詔勅と、省令とに屬せり、而して、司獄官吏の純然たる隨意處分に放任したるも
の、亦、尠なしと爲さず、是より後に、發布の法律、即、流刑に關する千八百五十年、及、千八百七十二
年の法律、竄刑に關する千八百五十四年の法律、地方監獄に係かる千八百七十五年の法律等は、右の歐典の幾分
を補ひたりと雖ども、尙、未、行政權の保有する權利は、極めて廣潤なりとす、若、夫、斯の如くんば、均し

く禁錮の刑に處せられたる甲乙二人の囚徒にして、寛嚴全く相異なりたる監禁法に付せらるゝの弊なき能はず、監内の改良、及、作業の構成より生ずる不平等の如きは、實際已むを得ざるものとして、暫、之を論ぜざるも、同刑の囚徒にして、特に寛大なる獄則に付せらるゝ者なきを保し難し、帝政の頃、及、共和政の頃は、永く禁錮に處せられたる某新聞記者が、頃日新聞紙上に掲載したる監獄機密の文の如きは、吾人の共に記憶する所なり、是に由りて、之を察せば、監獄署が、某記者の監禁を寛大にするが爲めに、大に盡力したるは、掩ふべからざるの事實とす、豈、不都合と謂はざるべけんや、斯く云へばとて、余輩は、決して或る種類の囚徒、就中國事犯罪人に對して、寛大の取扱を爲すあどを惡しとする者にはあらざるなり、然れども、囚徒の取扱を以て、獨、監獄署の隨意處分に委するが如きは、抑、惡弊を生ずるの基にして、監獄署は、恣に甲の囚徒に許したるものを、乙の囚徒に否むことを得べし、而して、其の會々嚴則を履行せんとするに當たりては、囚徒をして、劇烈なる苦情を惹起せしめたるの例し妙なからざるにあらざるや、是を以て、之を觀れば、法律を以て、獄則を規定し、若、彼此の囚徒にして、特別の監禁法を適用すべきものあらば、裁判官をして、之を言渡さしむるの條れるに如かざるなり

以上記述する所の弊害は、我が獨逸國に止まらず、獨、佛國を除くの外は、諸外國にして、多少之あらざるはなし、然れども、我が獨逸國に在りては、殊に、最、甚しきものなり、獨逸帝國憲法にては、刑法を以て、聯邦事件と爲したりと雖も、刑の執行に至りては、悉く之を聯合各國に放任せり、故に、刑法の同一條項に依りて、宣告せられたる同一の刑と雖も、甲國にて受くると、乙國にて受くるとは、實に霄壤のみならず不平等あるを免れず

同一の官衙にては、刑例を規定し、且、其の執行法を規定すること能はざるものなる乎、立法官が、唯、裁判法を規定して、其の實際の適用の關係せざるは、蓋、不條理にはあらざる乎、或人比喩を以て、此の問題に答へて曰はく、醫師は處方箋を作ると雖も、如何なる方法を以て、藥劑を投すべきかを指示せざるど一般なりと、夫、然、豈、夫、然らむや

又、我が獨逸國には、刑の執行法は、立法官にて規定せざるべからざるの問題のみならず、尙、此の法律は、聯邦的性質を有せざるべからざるかの問題あり、此の問題は、大に理論家、殊に實際家の注意を激發して、其の説數派に分かれたり、頃日「ブレッツナル、ヒツル、ゲフュークニスタンデ」監獄雜誌は、甚、興味ある記事を掲載せり、甲論者は曰はく、帝國共通の法律を設くるは、極めて望ましきことには相違なしと雖も、今日官衙より之を請求するは、到底云ふべくして、行はれ難し、何となれば、帝國共通の法律を設けんとせば、豫、先、刑法を改正せざるべからず、而して、刑法改正の如きは、容易に行はれ難ければなりと、乙論者は曰はく、凡、輿論の歸する所のものは、之を改正するに何の難きことか之あらむ、何となれば、衆人の、之か改正を切望するは、大早の雲霓を望むか如くなればなりと駁難し、次に、帝國刑法中、修正を加ふべき條項を舉示し、且、惡心の傳染を豫防せんとするも、心情既に腐敗したる囚徒を、費用多き分房に幽閉するを廢し、唯、其の改悛遷善の見込ある者のみに、分房法を適用すること、せば、帝國共通法の論者に取りて、是まで、實際上の重なる故障たりし、財政上の障礙を、排除するに至るべしと切論せり

余輩は、茲に此の重要な難問を論せんと欲する者にあらず、然れども、獨逸國に於ける此の輿論の運動を、表揚するは、國家の爲め、聊、裨益する所なきにあらざるを信するなり、蓋、學士社會の此の議論は、漸く立法官の盡力を準備し、政府にても、之を研究するに至り、遂には、獨逸帝國にて、監獄の大改革を、豫想外に速成するに至らむ乎

寄書

本欄は、會員諸君をして、金玉の稿を寄せて、其所見を暇はせ、共に研鑽の益を得しめんこと、特設したるものなり。故に、續々諸君の寄稿あらんことを望むは、實に大旱の雲霓のみならずなるなり。是、特に本欄を奮るに、六號活字を以てし、成るべく多く掲載し得べからしめての所以なり。然るに、諸君中、往々六號活字を用ひたるものあり、されど、吾人の文字を貴重せざるものなりとの疑念を懐くるものあるべしと雖も、ふは業より本會の夢想たもせざる所なり。會員諸君、幸に此の意を諒せられ、益、多く金玉の稿を寄せられんば、特に本會の光榮のみにはらざるなり。

●監獄則施行細則を讀みて實務家諸君の注意を促す

惟 慨 生

監獄則施行細則第四十七條に、科程の了否は、正午と罷役前とに於て、毎日二回之を検査すべし云々と有れども、時間の規定無きが爲め、實際區々に涉るの嫌ひ無き能はず。假令ば、罷役前三十分乃至四十分、或は一時間前より、調査に着手し、圓らず調査後格外に時間に餘裕を生じ、之れが爲め、科程調査は、外觀上の形式に屬する乎の感無き能はず。又、或は罷役前を過ぎて、惶怖始めて調査に着手し、偶、不熟練の看守有るが爲め、意外に時間を費消し、運送時間に、甚だしき相違を來たし、四人檢束上に關して、容易ならざる不慣を感せしむる族も、これあるかに聞けり。是、兩ながら其の當を失したる所置と云はざるを得ず。此の如きは、時間を定め罷き、罷役前と俱に、調査の清むや致し度きも

心醉せんとす。吾人、豈、此の心醉論者に向かひて、一言を呈せずして止むべけん。夫、監獄費は國庫支辨を以て原則とし、地方支辨を以て例外とするは、吾人已に業に之を知れり。獨、吾人のみならず、滿天下、又、一人の反對論者なるべし。何とせば、監獄は、國法の一部、刑事法の結果たる、犯罪者、若しくは、犯罪ありと認知原料せられたるものなり、我、政府、凡に此の原則を知れるを以て、明治十四年以前にありては、監獄費を國庫より支辨せり。然れども、明治十四年西南戦乱以來、我邦の財政に、困難を來たすや、整理上已むを得ず、一時之を地方支辨に移せり。是、時の大藏卿大隈伯が、明言せる所にして、已に朝野人士の熟知せるものなれば、また、吾人の嘆喟を要せざるべし。故を以て、監獄費國庫支辨を論ずるもの、宜しく監獄費國庫支辨は、單に一片の理論問題にあらずして、事實問題たるを認識せざるべからず。然り而して、今日監獄費國庫支辨論者、唱道する所、果して如何。一家の妄想を描くにあらんば、一片の理論のみ

國庫支辨問題の、未、甚しく世上に喧傳せられざるに方たりや、政府の當局者、其の他政治實際家は、往々熱心に監獄の改良進歩を促し、從ひて之が必要費を籌措せざらしめんことを、一度國庫支辨問題が、世上に喧傳せらるるに至りて、殆、其の思想を一掃せしが如きあり。先、口を開けば、監獄改良は國庫支辨にあらざれば、到底充分の効果を奏する能はず。故に、宜しく國庫支辨の後ならざるべからずと云ふ、而して、陸監獄改良は國庫支辨の費用にあらざれば、之を行ふ能はざるが如き疑念を懐けり。吾人は、甚、其の謂れなきを信ず。否、寧、其の心醉の深きを驚かざるを得ず。吾人は、固より地方が負擔する監獄費を以て、決して重からずとせず。然れども、明治十四年以降、即ち地方支

のなり、或は監獄署にては、罷役二十分前より、科程調査に着手するに規定されたる由、誠に能く、其の中を得たる處置と原料せり。故に、未、時間を定めざる監獄署は、此の例に倣ひては如何

監獄則施行細則第六十五條に、貯水器並に飲器とあり、然るに、房内の貯水を飲用に供するは、衛生上害ありとの論旨に因るや、抑、亦、他に、大なる理由あるが爲めか、此の頃突然より來遊せし人の言を聞くに、房内の飲器並に貯水器を撤去して、使用せしめずと、甚、穩當ならざる所置と云はざるを得ず。

夫、動植物を論せず。凡、生ある者は、水の必要なるも、喋々の諷を要せざるなり。而して、房内の水は、正しく在監人の飲用、且、掃除等に用ふる必要なる事、言はずして明かなり。若、夫、單に衛生のみを重するの處置と云は、彼の炎暑酷熱の時に際しては勿論、一夜を宿したるの貯水は、飲用に供し難し、汲み置きたる後、僅に三四時間を經過するも、忽、微温を含み、田潦水と一般なる不真水と變じ、在監人をして不知不識、此の不真水を使用せしめしが爲め、俄に病急に罹り、遂に危篤に陥る事實も、往々有りきと聞けり。然れども、臨機流の必要は危険なる場合のみ屬するものにして、且下の如き、枯葉腐々、水紋を生ずる時候に際して、尙、且、應機策を編練するの必要あらんや、され事懸の輕少に涉る事なりとはいへ、逸例は、即、逸例なり、逸例の處置は、速かに觀察あらんと企望す。

●監獄費國庫支辨論者に告ぐ

在福島 忍 寒 村 生

帝國議會一たび開けて、議算に痛く監獄削減を加へ、國庫に幾多の剩餘を生ずるや、監獄費國庫支辨問題は、當然として朝野の間に喧傳せられ、今や、其の極點に達し、當局者、先、心醉し、地方議會の議員、皆に勢に移りて以來、今日に至る迄、之れを負擔して、敢、甚しく困難を感せざりしは、事實なり。果して然りせば、今日に至りて、流行的に、否、臨時的に、之が輕重を喧々するの要なきを信ず。吾人は、先に監獄費の性質として、地方の支辨に負ふべきものにあらずと説けり。監、國庫支辨を望まざらんや、然れども、國庫支辨問題は、帝國議會に於ける難題にして、其の通過は、決して之を容易に望むべからず。況、國家多事の今日をや、然るに世上往々此の問題に心醉して、監獄改良は國庫支辨の期を待て行はんと、拱手空望しつゝある如きは、吾人の大に取らざる所なり。吾人は、茲に筆鋒を進めて、當局者、及、地方議會議員諸士に向かひて、深く反省を乞はざるべからず。

吾人が、當局者に告げんと欲するは、國庫支辨に移りたるが爲め、費用に餘裕ありと信すべからざるに在り。縱令、國庫支辨となるも、帝國議會は、從來地方稅支辨の費額を標準とし、決して之に超過するの費額を與へざるは、容易に判斷し得べし。嘗に地方費を負擔するのみならず、一地方に特別必要の費用あるも、帝國議會は、全國各地方の細目に流りて、深く眼を注ぐず。亦、議員も、個人として、各地方の事情に精通するものにあらずが故に、容易に之に睨せざるべし。果して然りせば、何所に利便を強見し得ん。既に利便なしとせば、地方費たるも、何ぞ強はん。吾人は、寧、一地方の費用は、一地方の事情に精通せる地方議會の議員が、議定する地方支辨を以て有利なりと信ず。今日地方議員が、監獄費を議するに方りて、往々必要なる費用を、削減除せんとするは、或は其の費額の少々ならざるに由るべしと雖も、多くは、國庫支辨の觀念に關聯せらるるに在るべし。果して然りせば、其の根據に、一大挫折を加ふる方法を施せば、自、地方支辨を許せざるに至るべく、又、地方支辨の已むべからざるを悟すべし。

り、當局者、徒に國庫剩餘金を眼を注ぐ勿かれ、吾人は、寧ろ、國庫剩餘金を分ち、他の直接に、民力休養の資となるべきものを、填補するの僅れるを信するものなり、當局者、宜しく眼を監獄改良に注ぎ、畫策する所なるべからず、吾人は費用を地方議會が興へずとし、國庫支辨を府とし、自、引張する。如きは、當局者の怠慢にあらざれば、睡夢なり若、夫、當局者にして、監獄改良上必要な畫策を起請に付し、恢復すべからざるの瘡痍を、他日に始すが、如きことあらば、國家に忠實ならざるの罪証は、決して免るべからず、希はくば、當局者は、一時の流行語に心降し、爲めに、國家の重事を誤る勿かれ

吾人は、當局者に望むと共に、地方議會の議員に對して、傾望するものなり、監獄費が、國庫支辨に復すべきを假想し、遂に、直接必要の費用を廢除削減せざらんべしと是なり、國民の實力を減殺するは、國庫費たるを地方費たるに論じ、唯儀に、地方の情況、交通の開否等に依り、犯罪人の多寡あるが爲り、比較的賈費に多寡あるのみ、方今國庫支辨論者が、附隨の論議として、喋々するもの、實に茲にあり、交通の開否土地の情況、固より犯罪者の多寡を生ずる原因にして、地方監獄費の偏輕偏重を來たすの傾向なきにあらざるべし、然れども、吾人は之を數年の統計に徴して、未、監獄費の偏輕偏重を論ずるの根據となすに足らざるを信せり

監獄の不完全なるは、犯罪者を増加する所以なり、犯罪者の増加するは監獄費を増加する所以なり、監獄の完全を望まば、先、費用の充實を望まざるべからず、地方議會の議員たるもの、試に思へ、監獄費を、漸に削減して、必要なる畫策を爲す能はずせんか、監獄は、益、不完全に起き、犯罪者は、漸も或後に傾り、寧ろ、罪惡を累加する方法手段を研究し、監獄をして、之の惡影響を研究の標的となすの結果、一には

なく、本表の成敗に據り、之が種類日數對發監獄に就きて、參考となさるるならば、思半ばに過くる者あらんとす

○減食處罰囚徒進人員 九十四人

- 一處罰平均一人ノ休重 拾四員三百〇六匁
 - 一處罰後平均一人ノ休重 拾三員五百八十九匁
 - 一平均一人ノ休重減量 七百拾七匁
 - 一處罰後一日平均休重 拾三員九百三十七匁
 - 一同 二日 拾四員百八十八匁
 - 一同 三日 拾四員〇五十九匁
 - 一同 四日 拾四員百〇三匁
 - 一同 五日 拾四員百三十匁
 - 一同 六日 拾四員百六十九匁
 - 一同 七日 拾四員百五十九匁
- 以上總人員九十四人に對する處罰執行日數は貳百七十三日に對し、假に一日一人の平均減量を算するときは貳百四十六匁強を減せし者とす、而して幼壯者は一般減量著大なるも、復舊日數早く老弱虛弱は全く之に反するを見る
- 處罰日數の長短に就ては第二日より第三日に於て減量の極に達するを見る、殘餘の感覺たる又以て現者なる時短く見做すを得可し四日以上に於て尙平等の減量に止まるは蓋し身休組織の慣習に依て然るならんか

○復舊日數に就て、總人員に在りては七日間に於て全く復舊するとなし、第五表拾貳員以下幼者拾七員以上強壯者に在りては復舊日數第四日以内にあるも、處罰者は七日以上に亘る者の如し、奇異に屬す可きは復舊時休重の増加する者之なり年少者にして處

監獄拘禁人員の増加を來たし、一には、其民の財產生命を安固に保護すべからざるに至るべし、之は特に痛患あるも、懲罰の料を吞んで、之を治するを知らず、遂に性命を失ふに至るに異ならず、地方議員たるもの、徒に必要な費用を削減し、府廳下の代表者たるの任務を怠り、誤認する勿かれ、一時の安逸を得んと欲して、永遠の苦難を導くものに外ならず、姑息策の、人事を誤る、古來類例に乏しからず、豈、深く意を注がざるべけんや

吾人は、賢明なる當局者、堪能なる地方議會議員士に向かひて、喋々するは、願、蛇足の感なきにあらず、然れども、吾人の見聞に觸る、もの、又、黙して止むべからざるものあり、吾人が、茲に數言を羅列する所以のもの、豈、徒爾ならんや

●減食處罰囚徒體重調查成績

茨城縣監獄醫 萩谷 忠

減食處罰の、身休發育に害を及ぼすとは、常に吾人が喋々を免れずと雖も、之が將來幾何の影響を及ぼす者たるかの点に至りては、未、明確の統計あるを聞かず、況、法理上、亦、此の種の懲戒に依らざる可らざるを、凡、懲戒執行の目的として、絕對的身休精神の衛生に影響せざるものあらん、異して然らざる者ありせんか、蓋し懲戒の目的を達し得ざるや必せり、之を實驗に徴するに、減食の影響する所、固一時性營養障害に止まらず、敢、永遠に及ぼす者たらざるを信す、要之、年の長幼、体の強弱に依りて、復舊日數相同しからざるも、早晚復舊の機能を有する者となすべし、寧ろ、執行者注意の到るを要らざるは、休重上一大關係を有する者たる可し、余は明治廿七年三月より、五月に至る減食處罰囚徒の休重減量、并に之の復舊日數、調查成るを以て、典獄の檢問允許を得、調査成績の進歩を存すに至る、實事實士、幸に能觀する

附食量の反て已か消化に適する場合と或る一種精神か(迷走心)又は仇敵心等の不斯止むなきもの(勞)するものに在て之の思慮機能の休止したる場合にある者の如し

○又休重復舊の階段を衝くときは第壹表の如し處罰後第二日目に於て著しき昂躍を見るは殘餘恢復の影響たる營養器系元當の反應ならんか

第一表

處罰後	一日目	二日目	三日目	四日目	五日目	六日目	七日目
九十四人平均	拾三員九百三十七匁	拾四員百八十八匁	拾四員〇五十九匁	拾四員百〇三匁	拾四員百三十匁	拾四員百六十九匁	拾四員百五十九匁
五員以下	拾三員九百三十七匁	拾四員百八十八匁	拾四員〇五十九匁	拾四員百〇三匁	拾四員百三十匁	拾四員百六十九匁	拾四員百五十九匁
五員以上	拾三員九百三十七匁	拾四員百八十八匁	拾四員〇五十九匁	拾四員百〇三匁	拾四員百三十匁	拾四員百六十九匁	拾四員百五十九匁

處罰者各自の日數及び處罰食量に就て其減量及び復舊を檢するときは第二表の如し
(左表以下點位を以て單位となし棒表を以て復舊を示す)

第貳表

種類	減食日數	人員	應對前平		應對后平		平均一人		二日	三日	四日	五日	六日	七日
			均一人ノ	均一人ノ	均一人ノ	均一人ノ	減量	均一日						
合	二	二十九人	175.00	175.00	175.00	175.00	0.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00
三	二	二十九人	175.00	175.00	175.00	175.00	0.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00
二	二	二十九人	175.00	175.00	175.00	175.00	0.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00
一	二	二十九人	175.00	175.00	175.00	175.00	0.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00
合	二	二十九人	175.00	175.00	175.00	175.00	0.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00
三	二	二十九人	175.00	175.00	175.00	175.00	0.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00
二	二	二十九人	175.00	175.00	175.00	175.00	0.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00
一	二	二十九人	175.00	175.00	175.00	175.00	0.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00
合	二	二十九人	175.00	175.00	175.00	175.00	0.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00
三	二	二十九人	175.00	175.00	175.00	175.00	0.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00
二	二	二十九人	175.00	175.00	175.00	175.00	0.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00
一	二	二十九人	175.00	175.00	175.00	175.00	0.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00	175.00

右第二表の減食日數各個に就て平素給與の食糧と應對時に減せられし食量との關係に於ける成績第三表の如し

日數	減食人員	應對前平		應對后平		平均一人	減量	均一日
		均一人ノ	均一人ノ	均一人ノ	均一人ノ			
一日間	七人	175.00	175.00	175.00	175.00	0.00	175.00	175.00
二日間	五人	175.00	175.00	175.00	175.00	0.00	175.00	175.00
三日間	八人	175.00	175.00	175.00	175.00	0.00	175.00	175.00
四日間	一人	175.00	175.00	175.00	175.00	0.00	175.00	175.00
五日間	一人	175.00	175.00	175.00	175.00	0.00	175.00	175.00
六日間	六人	175.00	175.00	175.00	175.00	0.00	175.00	175.00
七日間	七人	175.00	175.00	175.00	175.00	0.00	175.00	175.00
合	八人	175.00	175.00	175.00	175.00	0.00	175.00	175.00

合	三							合
	二日間	三日間	四日間	五日間	六日間	七日間	七日間	
七日間	七	七	七	七	七	七	七	七
六日間	七	七	七	七	七	七	七	七
五日間	五	五	五	五	五	五	五	五
四日間	五	五	五	五	五	五	五	五
三日間	五	五	五	五	五	五	五	五
二日間	五	五	五	五	五	五	五	五
七日間	八	八	八	八	八	八	八	八
六日間	八	八	八	八	八	八	八	八
五日間	六	六	六	六	六	六	六	六
四日間	六	六	六	六	六	六	六	六
三日間	六	六	六	六	六	六	六	六
二日間	六	六	六	六	六	六	六	六
七日間	八	八	八	八	八	八	八	八
六日間	八	八	八	八	八	八	八	八
五日間	六	六	六	六	六	六	六	六
四日間	六	六	六	六	六	六	六	六
三日間	六	六	六	六	六	六	六	六
二日間	六	六	六	六	六	六	六	六
七日間	八	八	八	八	八	八	八	八
六日間	八	八	八	八	八	八	八	八
五日間	六	六	六	六	六	六	六	六
四日間	六	六	六	六	六	六	六	六
三日間	六	六	六	六	六	六	六	六
二日間	六	六	六	六	六	六	六	六
七日間	八	八	八	八	八	八	八	八
六日間	八	八	八	八	八	八	八	八
五日間	六	六	六	六	六	六	六	六
四日間	六	六	六	六	六	六	六	六
三日間	六	六	六	六	六	六	六	六
二日間	六	六	六	六	六	六	六	六

(以下次表)

●新入囚現役算入方に就きて

三池松竹生

並に愚見を提出して、諸君の垂教を煩はさんとするは、監獄則第廿二條に云ふ、定役に服すべき囚人の現役一百日間、算測上の解釋を要し、付きては、少しく事細かに述べるの嫌ありと雖も、旨趣を容易に記述し得んが爲め、且、實際上より、次第を逐ひて之論せんす

新に入監せし囚人あるときは、先、獨居房に収め、彼が身上的關係、其の他必要の事項等、漏らさず、悉、觀察を遂げ、然る後、豫め備ひ置きし役業を授けて、之に服役せしむ、其の授業時は、或は午前前に服役せしむるあり、或は午後より始むるあり、(定し得ざるなり)或は、又、服役中、疾病に罹り、不時に休役爲さしむるあり、或は、又、日曜日後教隊隨問の爲め、役業を探らしめざるに了はるる等、種々正當の理由ありて、服役時間を消滅せしむる場合少なしとせず、如此満一日分に充たざる役業を探らしめたるときは、即、當月の服役時間に依り、之を細密に積算し、滿一百日の調査を要するは、勿論なるべしと雖も、幾多の囚人之を實行上に於て、言ふへからざる錯雜を感し、實際行ひ得べきものに非ざるなり、左れば、實行上、彼此の便宜を測り、適切なる取扱手續を設けざるべからず、請ふ試みに、之を左に開陳せん

一初めて役業に就かしめたるときは、午前と午後とに分割し、其の午前に就役せしめしものは、縱令服役時間に欠くる所あるも、一日役に算測し、午後より服役なきしめたるものは、是、亦、少時間の缺くるあるも、之を半日役に算測せん欲す

一服役中、痾病不時に休役を命したるものも、前項の振合に依りて、之を算定せん欲す

是は、人爲的自然の情勢、否、結果なるべしと云ひて可なりん

一日曜日教隊隨問の爲め、午後より役業を探らしめざるときは、半日役に算定せん欲す

是は、上項に比し、囚人は、聊、不利を與ふるが如き感ありと雖も、之を細密に計算せんが、上院の如く、言ふへくして行ひ難き煩雜を來し、終に名狀すへからざる結果を遺かん耳、然らば、之を一日役に見做さんか、其の由りて來たる整理を見出す能はざればなり

以上は松竹生の愚見なり、反對論者は、之を駁して云ふ、抑、現役未滿の囚人に課する役業は、云はば試験中なり、左れば、其の科程も、有りて無きが如し、故に、服役日數を算するに該たり、時間を以て積算すべからず、宜しく、日を以て算すべし、特に、教隊隨問の如きは、官廳に於て、休役を命するものなり、然るを、半日役探はば、嚴酷も、亦、甚だしからずや、無論一日役に算入すべし、尙、囚人初めて就役の當日、及、痾病の爲め、不時に休役せしめたる者等は、縱令、少時間の服役なりと雖も、一日役に算すべき方、適當なりと云ふにあり、松竹生は、此の論者に對して、双手を擧げて賛成を得ず、去ながら、聞く所に依れば各縣に多く其の例を見るに云ふ、是に於て、疑義、交、湧出し、爲めに胸悶穢ならず、之を本誌に表出して、諸君の判明を乞はん

官報

○兼任及辭令

月俸貳拾五圓 岡山縣監獄署 松山 治二
月貳拾圓 全 岡山縣監獄署 松本 治三
岡山縣監獄署 月俸拾圓 岡山縣監獄署 支那 木梨 玄綱
先任 兵庫縣監獄署 守 富田 隆三

第一課長兼務ヲ兼テ 愛媛縣看守長 江藤 潤大
依願免本官 青森縣看守 安立 守一
看守部長ヲ命ス月俸拾圓給與

○看守教習卒業

●熊本縣ニテ看守教習卒業生
看守 竹内 直
兼友 弘
濱口 必大
濱方 源次郎
島田 辰吾
金守 助雄
看守 齋藤 漢雄

●北海道網走分監ニテ同上
看守 藤田 一耶
山邊 爲 藏
川村 政三
伊藤 利 政
坂名 龍 一
岡本 廣三郎
岡田 千代治
吉田 千代治
石塚 啓 吉
加美 定 助
藤 龍 之 助
小松 龜 之 助
池田 富 治
全 工藤 鉄 太郎

看守 入江 新太郎
田中 源太郎
村山 重雄
永松 仁 藏
筑紫 義 高
沼澤 正 雄
看守 高橋 初太郎
羽生 田 虎太郎
佐藤 清 四郎
二本 岩 石門
宮内 朝 武
佐藤 勝 太郎
木堂 金 次郎
宅 五 助
丁 野 友 藏
鎌 宗 藏
阿部 竹 次郎
町田 繁 直
小田 松 治
高山 爲 吉
田中 彌 之 助

月俸八圓給與 任佐賀縣監獄書記月俸七圓給與
非職ヲ命ス 福井縣看守長兼監獄署書記
任福井縣看守長八級俸給與監獄署第一課長兼看守部長
小濱監獄支署長ヲ命ス 沖繩縣監獄書記兼看守長
任福井縣監獄書記七給俸給與監獄署第一課長兼第三課長ヲ命ス
任福井縣監獄書記兼看守長小濱監獄支署長
非職ヲ命ス 福井縣看守長
任福井縣監獄書記兼看守長
全 看守長 武田 久彌
全 書記 吉田 義氏
全 書記 佐藤 信近
任福島縣監獄書記兼看守長第一課長心得ヲ命ス給八級俸 青沼 峰太郎
全 第二課長兼教習所長看守長兼書記 君島 喜次

看守 島崎 智馬 看守 矢谷 市藏
 全 石黒喜太郎 全 國橋 六太郎
 全 松野 真太郎 全 大西 源次郎
 全 吉村 政三 全 石田 勉一
 全 池田 爲雄 全 渡瀨 成幸
 全 岩本 宗太郎

●高知縣ニテノ同上
 看守 田永 富陽 看守 近森 重治
 全 中秀 夫 全 弘井 龜之助
 全 今城 元次郎 全 島本 彌
 全 中山 松吉

●佐賀縣ニテノ同上
 看守 竹田 節太郎 看守 江上 巳之吉
 全 久保 一彌 全 田淵 龜吉
 全 宮地 昌臣
 ●北海道網走分監ニテノ同上
 看守 枅内 康次郎 看守 高松 兵助
 全 清水 正喜 全 飯原 宇三郎
 ●兵庫縣ニ於テハ左ノ諸氏ハ精勤証書ヲ付與セリ
 看守 武田 倉藏 看守 藤井 由松
 全 飯田 利業 全 田中 精一
 全 水田 太郎 全 林松 太郎

通信

●三池集治監にての召集家族扶助

○三池集治監にては、典獄以下各吏員申合せの上、去九月より、毎月々俸百分の一を抽出し、同監看守雇員より、困難後備の軍需にありて、非常召集に應じたる四十名の中に、生計困難な家族は、之を救恤し、其の他には、酒肴料を寄贈するふじし、夫々取調中なりしが、客月に至り、調査終了し、毎月貳圓宛寄贈するもの三名、同監圓五拾錢宛寄贈するもの三名にして、其の他の三十一名には、酒肴料として、一時限り、金壹圓を孰も客月寄贈したり(河野生輝)

●東北地方典獄協議會畧記

一本會は、明治廿七年十月五日より、宮城縣仙臺市勾當臺通宮城縣會議事堂内に開設し、同月十二日を以て閉會す

一本會に臨席したる典獄は、左の如し

- 東京集治監典獄 石澤 謹 吾
- 北海道集治監典獄 大井上 輝 前
- 警視廳典獄 山下 房 親
- 神奈川縣典獄 小河 滋 次郎
- 新潟縣典獄 小泉 保 直
- 埼玉縣典獄 高山 幸 男

第一號

看守 藤井 由松

一 監房着席一定の番號付着の方法、及、着席順序の標準、並、二人以上拘禁の監房に在りては、其の座法を一定しては如何

決 各地方適宜とす

二 在監人の飲膳に對し、司獄官答禮しては如何

決 擊手して、之を受くべきものとす (青森縣同提出)

三 各監獄作業科程を一定しては如何

決 各地方適宜とす

四 定役囚の食糧程度を一定しては如何

決 別紙(第一號表)の通り、試みて施行し、後會にて、其の適否を討議すべきものとす (宮城縣同提出)

五 控訴人の最終判決裁判所々々の監獄は、其の罪名刑期、或は無罪免訴等を、曾在監たりし監獄に、通報を爲すことにしては如何

決 原案の通

六 囚人に書籍購求、及、看讀を許可するに、懲罰を受けたるものに對しては、期限を附して、允許するの内規を設けては如何

決 一ヶ月以上三ヶ月以下と一定す

七 處罰執行中のものに、接見を出願するものあるも、許可せざるふことにしては如何

決 許可せざるものとす、但、個室を除くの外、典獄に於て、止むを得ざるものと認めたるときは、此の限にあらす

八 女監取締に、抽繩、手鉤、呼子留を貸與しては如何

決 貸與すべきものとす (宮城集治監同提出)

九 價廉の書籍と雖も、看讀を許可するときは、二枚以上合貼したる紙は、除却しては如何

決 許可せざるものとす、但、開室を除くの外、典獄に於て、止むを得ざるものと認めたるときは、此の限にあらす

十 女監取締に、抽繩、手鉤、呼子留を貸與しては如何

決 貸與すべきものとす (宮城集治監同提出)

十一 價廉の書籍と雖も、看讀を許可するときは、二枚以上合貼したる紙は、除却しては如何

決 許可せざるものとす、但、開室を除くの外、典獄に於て、止むを得ざるものと認めたるときは、此の限にあらす

十二 女監取締に、抽繩、手鉤、呼子留を貸與しては如何

決 貸與すべきものとす (宮城集治監同提出)

北海道廳典獄は、事務上差支あるの故を以て、臨會なかりき

一本會には、内務屬眞木監獄課長臨席せらる

一本會にて議決したる事項は、左の如し

但、提出議案中廢案となり、又は消滅に歸したるものは、繁を省かんか爲め、殊に之を掲げず

決議錄

十 在監人の看護書籍を一定しては如何
 決 各地方適宜とす
 (宮城縣同提出)

十一 各地方適宜とす
 決 各地方適宜とす
 (青森縣提出)

十二 在監人入浴の回数、並、其の時間を一定しては如何
 決 各地方適宜とす
 (岩手縣、山形縣同提出)

十三 十六歳未満の囚人、及、懲治人に教授すべき學科の程度を一定しては如何
 決 尋常小學校の程度とす、但、地理、歴史、唱歌を除く
 (茨城縣、宮城縣集治監同提出)

十四 女監取締、及、押丁に、看守同様の慰勞休暇を與ふるの可否
 決 看守同様與ふるは、程ならざれども、各監の都合に依り、少數の日を與ふるは、妨げなきものとす

十五 新入監者にして、金銀齒の入齒ある時は、之を検査し、若、檢束上妨りありと認むるときは、撤去し領置しては如何
 決 撤去するに及ばざるものとす

第三號
 北海 道廳 提出
 決 本議案別紙は、監獄出席無之に付、後會に回す
 警 視 廳 提出

第四號
 警 視 廳 提出
 一 女監取締長を置くべきを、主務省へ上申しては如何
 決 之を置くの必要を認めざるを以て、上申せざるものとす

二 看守教習期限を短縮することを、主務省へ上申しては如何
 決 之は、各監互に通知しては如何
 關係の地方のみ、互に通知すべきものとす
 (宮城縣集治監同提出)

第六號
 福 島 縣 提出
 一 監獄公報を發行し、互換しては如何
 決 出來得る所丈、互に交換するものとす (岩手縣同提出)

二 囚人敬禮法を一定しては如何
 決 別紙(第二號)の通、一定するものとす
 (青森縣、山形縣、岩手縣、宮城縣、宮城集治監同提出)

三 處罰執行中交毎の裏に遊び、若しくは、祭祝日に當たるときは、其の執行を停止すべきものなるか
 決 停止すべからざるものとす
 (栃木縣、新潟縣、岩手縣、青森縣、宮城縣同提出)

四 携帶孔兒にして、時衣を着用せし難きときは、如何なる方法を以て着衣せしむべきものなるか
 決 監獄費より支辨して、相當のものを着せしむべきものとす

五 在監人の休養を檢するは、獨、囚人のみならず、被告人をも檢査しては如何
 決 原案の通

六 確定執行日の初は、四合を給すべきか、或は五合を給すべきか
 決 五合を給すべきものとす

七 聯合府縣監獄會を會同せしめては如何
 決 原案の通、但、本年度中に、福島縣にて會同せしむるものとす
 (埼玉縣同提出)

決 現行の儘とし、上申せざるものとす
 三 懲罰を申渡したる在監人に對し、相當期限間、其執行を猶豫し、改悛の行爲著しきものは、之を免するを得と云ふ内規を一定しては如何
 決 原案の通
 埼玉縣提出

第五號
 埼玉縣提出
 一 作業日課表の様式を一定しては如何
 決 委員より、後會に提出すべきものとす

二 滿五ヶ年以上勤続の女監取締の退職したるときは、相當の手當金を給與するべきに、一定しては如何
 決 原案の通、但、其の金額は、各地方適宜とす

三 刑事被告人に對し、牛乳其他衛生上必要と認むべき滋養品の差入及、其の購求願は、之を許可し、常食外に與ふるべきを得べきに、一定しては如何
 決 原案の通

四 行狀觀察法を、略、一定しては如何
 決 各監にて、各、之を査定し、後會に提出して討論すべきものとす

五 在監人衣服費の計算法を一定しては如何
 決 同前
 (警視廳、長野縣、宮城縣同提出)

六 各縣監獄本支署の出納官吏の官氏名、並に其の金庫を、變更の都度、互に通知しては如何
 決 現金出納官吏、及、物品會計官吏とも、關係地方のみ、互に通知すべきものとす (新潟縣、宮城縣同提出)

七 看守押丁にして免職となり、又は自己の便宜に依り、辭職したるときは、
 決 原案の通、但、埼玉縣と警視廳と協働の上、會同の場所、及、期日を定むるものとす
 (埼玉縣同提出)

第九
 山 形 縣 提出
 一 科程進級方法を一定しては如何
 決 各監にて、其の方法を査定し、後會に提出討論すべきものとす

第七號
 山 形 縣 提出
 一 科程進級方法を一定しては如何
 決 各監にて、其の方法を査定し、後會に提出討論すべきものとす

第八號
 茨 城 縣 提出
 本 議 案 撤 回
 栃 木 縣 提出
 一 書記看守長は、每府縣の在監人員に應じ、定員を設けられんことを、主務省に上申しては如何
 決 上申を要せざるものとす

二 女監取締の設置程度を改正し、在監婦女十人以下、二人以上、十五人を指す毎に、一人を置くべきに、主務省へ上申しては如何
 決 原案の通
 (山形縣同提出)

三 行狀表工錢一日の平均は、料定工錢を掲ぐべき旨、警保局長より通牒ありしも、取扱上不便に付、療養の平均を掲ぐることに改められんことを、主務省へ上申しては如何
 決 原案の通

四 在監人より、官吏に對する稱呼は、監獄毎に、之を一定しては如何
 決 原案の通

五 在監人に對する稱呼を、各地均一にしては如何
 決 各監毎に、適宜一定すべきものとす (福島縣同提出)

六 勾留の刑に處せられたる者は、入監のとき、直に其の刑を執行する

も差支なきや

決 本件は、宮城縣知事に托し、其の意見として、主務省へ何ふ

七 身分は、初犯の分を再犯に用ては如何

決 原案の通

第十號

新潟縣提出

一 投棄手の服は、羽織袴、又は洋服と一定しては如何

決 原案の通

(埼玉縣、山形縣、千葉縣同提出)

二 携帶乳兒に、同食物の差入を許しては如何

許さるるものとす、但、教育、及、發育上に必要ある玩弄物の類にして、取締上差支なきものは、許すことあるへし

三 刑事被告人の運動時間は、十分分以上と一定しては如何

決 原案の通

第十一號

秋田縣提出

一 十六歳未満の刑房留置人に、四人同様就學せしむることに、一定しては如何

決 原案の通

第十二號

(青森縣、宮城縣同提出)

一 短期者の行狀表調査期は、其の區分を減少せられんことを、主務省へ上申しては如何

決 原案の通

但、其の調査は、宮城縣、及、宮城集治監典獄に委託すること

二 監禁は臥具として貸與すべきか、又は敷物として貸與すべきか、

食費、及、其の半額以上を償ふ者一ヶ月、七回

單に食費を償ふ者一ヶ月

決 各地方適宜とす

第十五號

宮城縣提出

一 囚徒の用便度数を一定することにしたし、其の数は、起床より出役まで一回、服役時間中三回、罷役後就寝まで二回、就寝中は、許可することに一定しては如何

決 原案の通

第十六號

群馬縣提出

二 監房敷免處は、十二月より翌年四月まで、五ヶ月間は、還房後直に使用せしむることにしては如何

決 原案の通

第十七號

千葉縣提出

三 監獄參觀は、着流しの者は、可成許さるるみにしては如何

決 原案の通

第十八號

北條道集治監提出

四 刑事被告人には、敷物(毛布、布)の類は、一切許さるるみにしては如何

決 原案の通

但、診察の上許可するは此限にあらす

五 炊夫にして、出役前に出役せしめたる者は、出役時間内に、之に相當する時間休役せしむるふことにしては如何

決 各地方適宜とす

六 看守の制服着裝したるときは、白色の立襟を用ふるふことに、一定しては如何

決 原案の通

七 在監人に對し、應歌のときは、鐘を與ふるふことに、一定しては如何

決 原案の通

第七十八號

決 動物として、一枚つゝ貸與すべきものとす

第十三號

神奈川縣提出

一 現役日数を計算するに當たり、日曜日等の半役も、一日として計算すべきや

決 一日として、計算すべきものとす

第十四號

宮城集治監提出

一 看守の警約年限を、五年と定め、之を採用規則に追加せられんことを、主務省へ上申しては如何

決 原案の通

二 囚徒に與ふる携帶物を、左の四種に一定しては如何

一 牛乳 二 鶏卵 三 ソツア 四 葛湯

決 各地方適宜とす

(青森縣、千葉縣同提出)

三 囚人の入浴回数、食費の多少に隨し、制限を設けては如何

決 各地方適宜とす

四 在監人と在監人とは、親屬と雖も、必要事件の外は、互に通借することを許さるるふことに、一定しては如何

又、寫眞は、父母のものに限り、之を差入、及、見るを許すふことに、一定しては如何

決 原案の通

五 囚人發信の外装(即封皮)を一定しては如何

決 封皮には、官署名を記載せず、其の官署所在の地名番地、及、發信人の氏名を記載すべきものとす

六 囚人の情報に依り、給與錢を以て、食物を賒給するに、左の如く制限しては如何

食費の二倍以上を償ふ者一ヶ月

決 原案の通

入 科租工錢科租外工錢は、一ヶ月通算して、決算することに、一定しては如何

決 原案の通

九 内務報告例第二十五號、一人前のものと、一人前に足らざるものと、の區別は、科租等級三等以上のものを、一人前としては如何

決 原案の通

第十六號

群馬縣提出

決 本議案(前紙)は、已に時日なきを以て、後會に回す

第十七號

千葉縣提出

一 刑事被告人の監房内に置くべき書籍用紙等に、制限を設けては如何

決 書籍は、囚人と同じく、三冊以内とし、用紙は、官給用紙のみに限るものとす。但、領置の紙は要用あるときに之を下付す

二 刑事被告人の髪型剃削は、如何なる人物を以て充つるを可とするか

決 備人を以て、之に充つるものとす。但、囚人を使用するも妨げなし

第十八號

北條道集治監提出

一 囚人統役用の眼鏡を、官費にて購求し、貸與しては如何

決 原案の通

一 主務省へ上申すべき事件は、會員より書面を以て、本省出張官へ、歸處の上取計りあらんことを、寫托することに議決す

一 協議會規則第三條により、後會は静岡縣にて、開くことに議決す

(第一號)

囚人作業別食量表

八合	開墾 (原野荒地田畑運返)	採礦 (鐵、炭、石、金)
	運搬 (土、石、木材、砂利)	土方 (最も強役)
	碎石 (荒切石出)	春米麥
	土練 (煉化瓦)	土打 (煉化瓦)
	木挽、薪割	雪路開通夫
	鑄物 (最も強役)	大槌鑄網引 (大器鑄造)
	大鍛冶	鑄工 (徑五尺以上)
七合		炊事
	二鉄板	運搬
	土方 (弁戸掘とも)	石工
	麥挽割	煉化製造 (藍積、藍焚とも)
	二瓦工 (藍積、藍焚とも)	鍛冶
	鑄鐵	建築大工
	車大工	鑄物工 (大形彫刻とも)
	桶工	屎根葺
	革工	土室工 (磨方)
	紙工 (大器機漉及千方、打方、揚方、電裝)	木工 (附木製造 (軸木兩突))
	機工 (大器機、石底機、小倉機)	マツチ附木製造 (元取割方)
	總打	兼打
	掃除夫	馬夫
	左官	習婦人夫
		鑄物工
		味噌醬油醸造

雜役 (舊造等)

楊枝工 (切方)	洗濯夫	染工 (反物造)
六合		
耕転 (野柔掃等)	彫刻 (木石とも)	木羽工
楊枝工	下駄	竹細工
塗物	鑄工	機業細工
鑄物	陶器工 (輪具大摺)	七寶燒
革工	靴工	染工 (糸類)
裁縫 (密針縫)	機織 (女小倉織糸延とも)	米篩
補捕 (尋捕捕)	洗濯	糞糞り
楮皮割	織織	掃除
看護	理髮	
墨割	雜役	
五合		
草取	挽物 (磨き)	釘削
塗物	畜工	七寶燒 (撥付輪具別)
鑄工	鑄物	革工
補捕 (手捕)	糸繰 (糸合せ等とも)	篋編
網漉	裁縫	紡績
洗濯 (女)	經師	提灯張
膠紙摺	狀袋拵	紙裁
表紙張	紙屑扱	紙摺
草履作	編笠	楮皮割
米撰	織工	漚織
麻工	看護 (女)	掃除 (女)

備考

管内監獄間の押送囚には、六合を給す
 放免、及、裁判所召喚等の者には、四合を給す
 死役日には、前日の食量を給す
 雨天その他の差支に依り、一時他業に轉したるときは、其の間に、相當の食量に變更するものとす

(第二號)

囚人敬禮法

一 敬禮は、必、號令を以て之を行はしむ、其の順序左の如し、但、監房に在りては、號令を用ひざるも妨げなし

一 氣を付け

此、令にて姿勢を正し、坐居せる者は、兩手を膝上に置き、掌を膝に俯着し、起立せる者は、直立の儘、兩手を垂下して、掌を兩脚の外部に當て、笠を被りたる者は、之を脱して、右手に持たしむ、但、雨雪のときは、之を脱せしめず

一 禮

此の令にて、體の上部を前に傾け、首を低れしむ、但、笠を被りたるものは、兩手を以て笠端を持たしむ

一 元

此の令にて、原体に復せしむ

一 敬禮は、典獄に對しては、隨接する處毎に、之を行はしむ
 書記、看守長、教師に對しては、既示命令、及、點檢のときに眼
 り行はしむ

一 左の場合には、敬禮せしめざるものとす
 一 監獄内往復途中 一 監獄外押送途中 一 身體搜檢中

一 物品を負擔、又は携帯せるとき 一 手放し難き作事に服役中
 一 教誨中 一 入浴中 一 網監内

東北地方典獄協議會規則

第一條 本會は、監獄事務の取扱を協議し、其の改良を圖るを以て目的とす
 第二條 本會は、東北地方各監獄の典獄を以て組織し、東北地方典獄協議會と稱す
 第三條 本會は、毎年一回之を開くものとす、其の順序、及、時期は、前會に於て之を議決す
 第四條 開會當番地方の典獄は、開會期日を定め、少くも、六十日以前に通知を發すべし
 第五條 各員より、會議に付せんを欲する問題は、開會期日より、少くも六十日以前に、開會地方へ到達の日取を以て發送すべし
 第六條 開會地方の典獄に於て、前條の問題を接受したるときは、之を編製し、前以て會員に配付するものとす
 第七條 本會は、副會長を置き、會長事故あるときは、副會長之に代はるものとす、會長、副會長は、開會毎に互選を以て之を定む
 第八條 會員若席の順序は、開會毎に抽籤を以て之を定む
 第九條 會員發言せんとするときは、起立して會長と呼び、自、番號を稱へ、其の許可を得て發言すべし
 第十條 一員發言中は、他員發言することを得ず
 第十一條 議決は、過半数に依る、可否同數なるときは、會長の決する所に依る
 第十二條 會議は、毎日午前九時に始まり、午後三時に終るものとす、尚、開會十二時より一時迄休息とす、但、會長は議事の都合に依り、之

を伸縮することを得
 第十三條 會議に於て、當局へ稟議を要すべきものと決定したる事項は開會地の典拠に於て、其の手續を爲し、追て其の顛末を報告すべきものとす
 第十四條 決議は之を會員に配付すべきものとす
 第十五條 會議の爲め、特に要する費用は、實致に依り、會員之を負擔すべきものとす

海外通信

●幼兒保護萬國會議の構成委員よ

り佐野氏に送りたる書翰

拜啓、幼兒保護萬國會議は、可成的普く之を世に傳播せしむるの目的にて、來る千八百九十五年六月、佛國巴里に開かる、監獄萬國會議の後、引續きて、これを伊國フロレンス府に開設するの計劃に之あり候、仍つて、右構成委員會は、東京に設置せられしことを希望する所の、地方委員會の委員たられしことを、貴下に囑托し、府下の有志諸君と、一致協力せられて、銳意事に従ひ、宜しく好結果を得られしことを切望す
 構成委員會は、當會と地方委員會間との通信費の外は、一切負擔致さず候、就いては、萬國會議に、加盟者の姓名

名取纏りに係る印刷費の如きは、總て貴會にて、御自辨設下度候、右は貴下の懇篤なる御補助を仰かひか爲り、全委員に代はり、謹んで御依頼に及び候、敬白
 千八百九十四年九月廿六日フロレンスに於て
 構成委員會惣代
 アドルフ・スカンデル、ルヴィー

大日本監獄協會書記佐野君貴下

●千八百九十五年伊國フロレンス

府に開設する、幼兒保護萬國會議に、於て加盟者の審査に付す

可き問題

幼兒保護萬國同盟中央委員會の指揮に依りて、千八百九十五年フロレンス府に開設する幼兒保護萬國會議の構成委員會は、左の總問題を掲げて、貴下の閱覽に供す

- 第一 幼兒の體育改良
- 第二 幼兒の德育改良
- 第三 幼兒の智育改良
- 第四 幼兒、及、貧院並に是に關する問題
- 第五 幼兒の保護を、一般に傳播せしむる立案權
- 第五 監獄、及、盲目の幼兒が、或る養育院に入る

に、貴下に於て、會議の討議に付せんことを、希望せらるゝ意見、及、問題あらば、成る可く速に、送達せられて、委員會をして、夙に之れを知らしむるを必要とす、何れの場合と雖ども、加盟を承諾せらるゝと否どに拘らず、必、貴答あらしむことを乞ふ、頓首敬白
 千八百九十五年フロレンスにて
 聖教職業院代表人 教授 ユヒアンシアルマー

外八名 氏名略す

追伸一團一社の代表者、及、會員にして、本會に加盟せらるゝものは、一名に付、伊貨士「リール」の入會料を拂はざるべからず、但、此の入會料は、入會券交付の際に収受すべし
 又、運輸には、千八百九十五年中、會議の招集に付して、選擇せらるゝ所の月を指定せらるべし

●獨逸國司獄官會議

獨逸司獄官協會は、本年五月十五日より、十九日まで、ブルンズヴィツク府にて、總會を開きたり、此の集會は、獨逸放免囚保護會社の集會と、氣脈を通すと云ふ、其の議事日程は、左の如し
 一 現行の監獄則には、經驗上に於て、短期の刑の執行法に、修正を加ふるを必要とするところある乎

迄の保護

第七 都府村落にては、貧兒、及、棄兒に、社會上相當の身分を保障するが爲めに、如何なる方法を用ふる乎、此等の幼兒には、專、職業を與ふるをよしとする乎、或は之れを學校に入るゝをよしとする乎

第八 學生若しくは、職工の多數に過ぐるの障害を避く可き方法を以て、又は都會に、學生、及、職工の増加する影響を受け、將來田舎にて、勞働者を減するの弊害を避く可き方法を以て、幼兒を職業若しくは學校に導くが爲めには、如何なる方針に依らざる可からざる乎

第九 性質不柔順にして、且、派遊の癖ある幼兒を海軍に編入せしむるの利益

第十 家庭懲戒

第十一 幼兒の派遊、及、乞丐の所爲

構成委員會は、右の基本問題を、貴下の閱覽に供して、之に繋連する所の、研窮に着手せしむと欲するに過ぎず、他の問題にして、其の目的を達するが爲め、或は唯に參考に供するが爲めに、適當と思惟せらるゝものを提出するは、全く貴下並に加盟協會の隨意たるべし、故

説明委員マンハエム集治監典獄エンゲルベルク氏、及、ハンブルク監獄署典獄ゲンナット氏二短期の刑に係る現行の監獄則には、經驗上之を適用する場合の敷を、制限するの利益を、指示するところある乎、且、此の件に付きては、如何なる建議を爲すを得べき乎

説明委員前同席

三刑の執行に就き、現行の監獄内則にて、得たるものに優れる効驗を得るの目的を以て、此の内則に、如何なる修正を加ふることを勧告するを得べき乎

説明委員ルドヴィクスブルク監獄署典獄シチャートルト氏

四司獄官協會は、刑の執行法律規定の件に付き、其の希望するところを吐露せざるべからざる乎

説明委員グールドハエム監獄署典獄ペーメル氏、及、グールドスフット裁判所檢事ユングハンス氏右司獄官會議の決議は、追つて報導すべし

一資金を積む爲めに
一合計

二十六人
五十四人

監獄署の改良一端 井上典獄が、曩に宮城の監獄署を巡視して歸郷以來、兼て食四人に執役せしめたるものを更に執役せしめず、唯監房に平座の上置せしむること、採は改良の一端として見るべきものよし

監獄聯合會 昨日より大阪府瀬川監獄署に於て四徒衛生上の事務打合せの爲、近府監獄聯合會を開き、其議長は當府監獄署長田宮春氏にて、他府縣の出席者は左の如し

京都府 大島甲子郎、兵衛三郎、奈良縣 吉田周造、三重縣 白石亦太郎、愛知縣 板津七三郎、滋賀縣 村上信定、岐阜縣 岩松猛太郎、石川縣 石崎嘉一郎、岡山縣 田中金、徳島縣 宮井誠二、香川縣 高加運大、愛媛縣 山崎榮、高知縣 小藤南明

東松浦郡切木村大字切子の人田代唯吉氏は二十五年預備役哨兵上等兵なるが、三浦集治監署守衛隊中征清事件に付臨時召集の命ありて應召せしが、現今左の酒肴料理問状を同監典獄より兵の家族若吉郎氏に密囑せられたる由

豫より兵の家族若吉郎氏に密囑せられたる由
豫國家之爲め感謝の至に不堪且つ御家族之光榮此上なき事と欣快能く在候就而は本監一同申合之上同僚當時之交誼に酬ひ聊々遠征の勞を慰め入る酒肴料理として金一圓進致同僚御親戚之上本人は御序の節費下より可然御通達相成度先は不取致御慰問旁此段得御意候草不備

明治廿七年十月廿五日

三浦集治監吏員總代

典獄 曾井 誠美

囚代若吉郎殿

明治廿七年十月廿日北海道根室毎日新聞
●集治監有志の盛議 北海道集治監の有志は晴州より浦州地方の寒氣の

彙報

●藤澤典獄に與へし知事の慰勞書 田邊本縣知事は前佐賀縣典獄藤澤正啓氏に左の慰勞書を與へたり

凡そ精進勵志を以て職を奉ずるもの未だ曾て功を奏せざるもの非ず
明治十六年五月本縣再置縣政開始の時、當り君若親視監査副長より轉じて本縣監獄部となり、明治十八年五月副典獄に兼任し、監獄本署長となり、尋て典獄に果進し、獄務に執掌するに、實に十年二月の久しきに涉れり、此長月間に其職務を處する始終、一貫勤と勵とを以て、故に事務悉然規矩格、署員をして勵懋せしむるに、至る執中監獄の改革、監人檢束法の周到監獄の衛生作業の進歩、監獄經濟の整理等、其最たるものにして、君が職に精と勵とを以て、銳意専心、其の責任を全ふしたるの結果に由るにあらざるは、莫し蓋し、本縣監獄を以て全國有数の模範監獄中に加へらるゝに至らしめたるもの、獨り本縣の光榮なるのみならず、又以て國家の幸福と云ふふ、本年九月十九日香川縣典獄に轉任の命あり、將に任に赴かん、さす則ち茲に多年君が精勵の功績、瞭然たるを、表證し、恭く其勤勞を謝す

明治廿七年十月十六日

佐賀縣知事藤澤四郎 田邊藤澤實

香川縣典獄藤澤七位勳六等瑞澤正啓殿

(明治廿七年十一月十二日香川新聞)

●保險會社被保人の成敗 大分縣出獄人保險會社にて明治二十三年三月創業、以降本月迄入社被保の人員と其成敗は左の如し

- 一 當時他家の家僕となり居る者 二人
- 一 當時妻帯自活の業を営む者 四人
- 一 他家より貰ひ受けられたる者 十三人
- 一 不始末致成せしもの 九人

非難せらるるを聞き、我が北軍軍報の閉塞上に、全府監獄署長上田親太郎氏の名を以て左の如き誣謗書を大田陸軍大臣に呈し注意を與へたり
日清神邦子支相知識の今日なれば、其追想を結ぶの期は、何れの日、今日よりして、之を之れを誣知し得へし、今にあらざり、追想せば、自今當に二三旬にして、早已に雪を晴むの時、至る、仄かに聞く支那北部の寒況は、香が北海道根室に、至る、若し果して然りせば、此時に當り、異境の風土に慣れざる吾兵の困難、蓋し想像の外なるべし、山を埋むる雪を、砕く、寒未だ、及び、等の勇氣を阻喪するに足らざるべし、と勵とを以て、香が北海道に於て、往々見聞する處の凍雪、是れれば、球に於て、吾等數年北海道集治監に職を奉ずる者、嚴冬の季に至れば、執務防寒の一要件として、穿用する毛布製足袋、其物の効能を、確白せんとするの止むを得ざるに至れり

爪手 爪掛

以上のもは、普通運動足袋の上に穿用したるものにして、頗る寒に堪ゆるもの、爪手は、重く足の運動を妨げ、難便なるもの、爪掛は、薄く寒に堪ゆるもの、得失を免れず、爲めに、百万苦慮し、種々試験の末、毛布製足袋を穿用するに至り、始めて凍傷の害を防禦するを得たり、該足袋は、如何なる膠漆と雖、さし、單に草鞋を穿たるのみを以て、充分防禦に足れり、又た冬季膠漆に在つては、徒歩に比して、足部に一層の寒冷を覚ゆるは、英國人の昔な實験する所なり、此時毛布製足袋を穿つときは、昔に防禦のみならず、足の運動を阻礙ならしめ、靴又は履襪等、毛糸織の靴下重穿するに、傷るは、實験上其効を認めたるなり、故に、現時に於て、實に欠く可からざるの要品、製作し、爪手の一具として、試銷するの企圖なりしが、如何せん、土地邊鄙にして、之れが、製品に乏し、遠慮ながら、其意圖を満足せしむるに、足らず、餘るに、勸告各師團に於て、以て毛布の製用最も、勝多れば、不用に關し、古毛布を以て之を、製造する、敢て、膠漆に在らざるべし、と、信す、故に、同僚有志の、誠

金を以て見本給星を製し費用見替書を編へ御會に宛て郵送せんとす幸ひに之れが御給星の榮を蒙り冬季異境風寒く雪積ふの目吾兵之れを穿用して其効空しからずんば遂に於て吾人の志望始めて徹底するとならん切に御採用あらむことを望む恐惶謹言

有志總代 三北海道集治監署守長 上田宮太郎
監軍大臣伯爵 大山 藏殿

(明治廿七年十一月九日借渡日報)

●獄務研究會 松本監獄署に於て一昨夜開きし同會の問題は左の如し
四人病發して其病發精神なきこと雖然せしときは相當の引取人有りて看護療養に充分なりと認めたる場合は全瘥若くは輕快に至るまで出獄せしむるの制を設くるの可否

参考出獄中の日數は刑期に算入すべきか或は算入せざるか
右の問題にて討論研究ありしが同夜は終に至らずし次回まで延期するこゝとなりしといふ

(明治廿七年十一月九日仙臺市奥羽日日新聞)

●監獄署の嚼筒使用練習 集治監獄署は自ら他の官廳と違ひ一朝火災の起るあるも囚徒逃走の恐あるが故其消防は決して他の力を用ふる能はざるを以て宮城監獄署にては退避後日々看守押丁をして嚼筒使用の練習をなましめ居るといふ

(明治廿七年十月廿一日高知日報)

●二品に服らす 當監獄の刑事被告人に差し納る、辨當の菜の物は二品に限るこの事を全署に於て取り極められそれが爲め差入人又は在監者の中に内々苦情を鳴ふる者もありて新聞紙上にも之をボツ／＼云ひ立たる事ありしが早速に其の規則は改めとなり二品に限るこゝ無しと云ふに相成りたれば在監人も此面は大きに喜んで居ると云ふ

(明治廿七年十一月十七日福島市福島民報)

●監獄署の獨立に就て 本縣の監獄事務に關しては從來甚だ不經濟の方法を執り來りたれば是非とも之を改良せざるへからず而して第一着手なりして醫務の獨立を計るへしと本縣が昨今の頃に於て記述したる所なりしか時運は漸く其の必要を是認せしものと見ゆ今度同會に附せられたる關係中にも之を其の上に至り既に第一次會を無事通過したるとなれば

さも今或る監署通の所を聞くに頗る參照すべきものあるを以て故に掲げんに本縣に於ける監獄の制は監獄署所在地の開業醫若くは病院に藥品は總て醫師又は病院より出さしめて其藥價は別々に之を支拂ふの方法なりし故監署は月々の手當を得るの外専ら藥價の收入を頼らんとし醫務の遂に疾病を添りしするの傾きなきにあらざる一方より見れば監署は唯四人の疾病を診察し投藥するのみにて致して監獄衛生上に與り得ざるを以て衛生上の注意治からざる爲めに發生する病種少しとせりしか是亦醫の爲めには藥價の高を増さしむるの原因となるに外ならず藥より醫料たるものも總て如此と云ふを得ざるも人情の傾斜する所從て道般の弊弊を醸生せすと云ふへからず現に昨年今頃の福島民報上に見ゆたる如く或地方にては是が爲めに賄賂の沙汰さへ起りたる程なれば此点に留意するは次第過疎と云ふへからず假し又以上の如きとなしとせりも醫師をして投藥せしむる時は藥九層倍の價の如く原價より幾倍かの高價を得しむるに相違なかるべく尤も普通の場合にありては藥價中診察料手取料等を含ませしむるの暗意もあるへければ止むを得ずとするも國家の罪人たる囚徒をして斯る割高の藥を飲まして今日まで經過し來りたるは實に殘念なる次第と云ふへし試みに福島監獄署に就て見るに三郡共立病院の醫員三名を監署に充て一日一人つゝ交替して往診する其の手當金三十圓にして病院に得る所の藥價は一ヶ月二百五十圓以上なり而して此外に治療料なるものを得る譯なりと云ふ然るに二百五十圓の藥價は昨年の同會により定められたる如く一日一人の藥價が金四錢の割合なるも若し是を原價に比較する時は五六倍以上に達し居るへし今若し藥品を監獄署内に備置き醫師をして相當手當の下に患者の診察及び監獄衛生上に盡さしむるに於ては醫師も完全なるものを得たる上に監署上亦新面目を呈するに至るのみならず經費幾分の餘剰を見るを得へければ經濟上大なる利益あるへし何ぞ最廉價の藥を用ひ同種醫師三名を以て雇ふて各々若干の手當金を給し而して一日一人つゝの往診を爲さしめ尙其上治療料なるものを支拂ふ如きの細算を執るを要せんや、と其概く所は今回の議案に就ての意見ならざるも本は是等とせざるに足らざらん

●會告

來二十八年佛國にて開設の高國監獄會議へ、本會より我國監獄事業の進歩を示さんか爲め、刑獄沿革史を編集し、之に細密なる圖書を加へ、別に現行監獄則、同施行細則、及、同概則に至るまで、悉、佛譯して、該會へ寄送するの舉を賛成し、左記の通、本會へ寄贈せられたり、謹て茲に其の厚意を謝し、併せて此の段廣告候事

- 一金拾圓 北海道釧路分監署員
- 一金拾圓 鹿兒嶋監獄署員一同
- 一金五圓八拾五錢 北海道空知分監署員
- 一金拾五圓八拾五錢 北海道廳監獄署員
- 一金九圓貳拾九錢 富山縣監獄署員
- 一金拾圓五拾錢 山形縣監獄署員
- 以上拂込済
- 一金拾圓 愛媛縣監獄署員

以上豫約申込
但し御寄附貴氏の姓名至急御報告被下度

十一月 大日本監獄協會

教誨叢書第二十三輯目錄 明治廿七年九月分

毎月一回出版一冊金四錢
郵税金二錢二冊以上同壹錢

- 救心の規則..... 在米留岡幸助
- 義勇の氣..... 釧路大塚素一
- 心を化して新にせよ..... 樺戸水崎基一
- 宗教..... 十勝 フォーマンクワック
- 眞正の満足..... 中江汪譯
- 傳記..... 樺戸大塚素一
- 加藤清正..... 樺戸大塚素一
- 伊勢平藏家訓..... 南海逸士
- 神佛の事..... 南海逸士
- 日新公教訓歌解..... 南海逸士
- 北海のイソツブ..... たは、生
- 痴漢の耳..... 蛇と鶴の話
- エヂオンバラ鎖巻..... 同
- 長命の基..... 同
- 上帝の宣告書..... 同
- 隨感..... 同
- 會精案内..... 同
- 明治近思錄..... 同
- 十年の勸業..... 同
- 第三回 附かな用文..... 同

同情會

北海監獄戸月影村

天福堂主人